令和８年第２回定例会

（　第３日　）

令和８年６月８日

令和８年第２回平川市議会定例会会議録（第３号）

○議事日程（第３号）令和８年６月８日（月）
　第１　一般質問

○本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

○出席議員（16名）
　１番　水　木　悟　志
　２番　葛　西　厚　平
　３番　小　野　　誠
　４番　北　山　弘　光
　５番　葛　西　勇　人
　６番　山　谷　洋　朗
　７番　中　畑　一二美
　８番　石　田　昭　弘
　９番　石　田　隆　芳
　10番　工　藤　秀　一
　11番　福　士　　稔
　12番　佐　藤　　保
　13番　原　田　　淳
　14番　桑　田　公　憲
　15番　齋　藤　　剛
　16番　齋　藤　律　子

○欠席議員（０名）

○地方自治法第121条による出席者

市長	工藤貴弘
副市長	對馬謙二
教育長	小山内敏治
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬一俊
財政部長	一戸昭彦
市民生活部長	小野生子
健康福祉部長	佐藤　崇
経済部長	田中　純

建　設　部　長	中　江　貴　之
教育委員会事務局長	工　藤　伸　吾
平川診療所事務長	齋　藤　恒　一
会 計 管 理 者	古　川　聡　子
農業委員会事務局長	中　畑　高　稔
選挙管理委員会事務局長	齋　藤　篤　也
監査委員事務局長	長　濵　貴　弘

○出席事務局職員

事　務　局　長	今　井　匡　己
主　　査	佐　藤　　吏
主　　査	廣　瀬　陽　史

午前10時00分　開議

○議長（石田隆芳議員）　皆さん、おはようございます。暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので御了承願います。

８番、石田昭弘議員より、本日の会議に遅れる旨の届出がありました。

本日の出席議員は15名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第５席から第８席までを予定しております。

なお、第５席、葛西勇人議員及び第８席、石田昭弘議員より一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたのでこれを許可しております。

第５席、５番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○５番（葛西勇人議員）　おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきました、第５席、議席番号５番、市政公明の葛西勇人でございます。

それでは、あらかじめ通告いたしました内容に基づきまして、一問一答方式にて質問を進めてまいります。なお、両面６ページの資料を配付させていただきました。また、私のホームページにも資料をアップしておりますので、検索をして御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、私は最近の２つの出来事を通じて、改めて教育の在り方について考えさせられました。

１つ目は、著名人による子供への暴行事件です。子供への暴行は、いかなる理由があっても許されないのは言うまでもありませんが、私が特に驚いたのが被害を受けた高校生がＡＩに相談し、その助言を参考に行動した点です。私の時代は悩みを相談するのは友人や先生などでしたが､今の子供たちはＡＩにも相談する時代ということであります。ＡＩは合理的な回答を得る便利なツールですが、もう少し冷静に考えたらとか、周りの人にも相談したらなど、後先を考えたり、人間の感情や関係性などを十分に酌み取れるとは限りません。だからこそ、子供たちにはＡＩを使う力だけではなく、その回答を自ら判断し、適切に活用する力を育てることが重要であると改めて考えさせられました。

２つ目は、いわゆるトクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）による犯罪事件です。報道では、高校生が実行犯として逮捕される事例も発生しています。若者がＳＮＳなどを通じて安易に犯罪へ巻き込まれるのが現実なのだと痛感いたしました。

情報や誘惑があふれる時代だからこそ、子供たちには何が正しく、何が間違っているのかを自ら考え、判断し、行動できる力が必要なのだと改めて考えさせられました。私たちは、学力向上やＩＣＴ、グローバル教育などに注力し過ぎて、実は一番大切な人間力を育てる倫理教育をおろそかにし過ぎてきたのではないかと反省するばかりです。ＡＩなどデジタル化が急速に普及し、社会環境が大きく変化する今だからこそ、子供たち

への他者を思いやる心や社会の一員としての責任感、倫理観や規範意識などの教育の重要性が一層高まっていると実感します。

就任したばかりの小山内教育長には、平川市の子供たちがＡＩを正しく活用する力と善悪を自ら判断できる倫理観などを身に付けられるよう、教育の充実に取り組んでいただくことをよろしくお願い申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

１　りんご鳥害の実態把握と対策について質問いたします。

資料１を御覧ください。青森県におけるカラス、ヒヨドリ、ムクドリによる農作物被害は継続して発生しており、特にカラス被害は近年再び増加傾向にあります。

平川市においても、りんごをはじめとする農作物への鳥害について農家から多くの声が寄せられております。特に高齢化が進む中、防鳥ネットの設置や追い払い作業を農家個人で継続することは大きな負担となっております。

資料２を御覧ください。鳥害対策を進めるためには、まず被害実態を把握し、その原因を分析した上で、効果的な対策につなげていくことが重要であります。しかし、平川市鳥獣被害防止計画では、鳥害の被害額や被害面積など、実態は明らかになっておりません。

資料３を御覧ください。また、カラス、ヒヨドリ、ムクドリはそれぞれ行動特性や被害時期が異なることから、鳥種ごとの実態把握と分析も必要であると考えます。

そこで、次の４点について伺います。

（１）農作物被害の実態把握について。鳥害による被害額、被害面積、被害地域、対象作物、鳥種ごとの傾向などを当市ではどのように把握しているのか伺います。

（２）被害増加の要因について。近年は、気候変動や豪雪、山林環境の変化、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境が大きく変化しております。そこで、当市ではこうした環境変化が鳥害にどのような影響を与えていると分析しているのか伺います。また、被害実態や鳥種ごとの特性を把握、分析しなければ効果的な対策は困難と考えますが、当市の認識を伺います。

あわせて、（３）現在の対策について。当市では捕獲活動や農地パトロールなどを実施しておりますが、現場では農家個人が防鳥ネットや爆音機の設置、追い払い活動など様々な対策を行っております。そこで、現在の当市の支援制度の内容と利用状況、また現在実施している対策の効果をどのように検証しているのか伺います。さらに、高齢化が進む中、現在の対策が十分機能していると認識しているのか伺います。

（４）今後の取組について。弘前市では弘前大学と連携した実態分析に取り組もうとしております。当市としても、科学的な実態分析や広域連携、ＩＣＴ活用、地域ぐるみの防除などを含め、今後どのような鳥害対策を進めていく考えなのか伺います。

また、高齢化が進む中、農家個人任せではなく、地域全体で支える仕組みづくりが必要と考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（工藤貴弘）　葛西勇人議員の御質問のうち、私からは鳥被害対策の今後の取組についてお答えいたします。

鳥被害対策については、議員御指摘のとおり、個人による自助努力だけではなく、広域連携やＩＣＴを活用するなど総合的な取組が重要であることと認識しております。

しかしながら、今現在、国内において有効な鳥被害対策が確立されていないことから、現時点では、具体的な取組は見いだせておりません。市といたしましては、引き続き国や研究機関の動向を注視するとともに、農業団体や県、近隣市町村と連携しながら、地域全体で被害対策に取り組む体制を目指していきたいと考えております。

このほかの御質問については、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　私からは、初めに平川市鳥獣被害防止計画における鳥による被害把握についてお答えします。

市で公表している鳥の被害につきましては、農家の方からの報告に基づき、市が現地を調査することで被害額や被害面積、被害地域、対象作物、鳥種別傾向などの把握をしております。

鳥被害を及ぼしている鳥の種類は主にカラス、ヒヨドリ、ムクドリで、被害程度が場所により差があるものの、ほぼ毎年のように発生していることは農家の声のみならず、担当課としても認識しているところですが、議員御指摘の平川市鳥獣被害防止計画に被害額と被害面積の記載がない理由といたしましては、農家の方からそれら被害についての正式な報告がなく、公表するに至っていないということでございますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、鳥被害増加の要因等についてお答えします。

近年の鳥による農作物被害につきましては、議員御指摘のとおり、気候変動による生息環境の変化、山林環境の変化、耕作放棄地の増加など、様々な要因が複合的に影響しているものと認識してございます。

また、市の担当部署としての所感は、特に耕作放棄地や管理が十分に行われていない農地周辺は、鳥類にとって隠れ家や餌を探したり食べたりする採餌場所となりやすく、飛来増加につながっているものと分析してございます。さらに、温暖化等による生息域や行動範囲の変化により、これまで被害の少なかった地域でも被害が確認される傾向にあるものと考えております。

こうした被害への対応につきましては、被害実態を的確に把握するとともに、鳥の種類ごとの行動特性や飛来時期、採餌行動などを専門的に分析することが重要であると認識してございます。

最後に、鳥被害対策の支援事業についてでございますが、先ほどの市長答弁でもございましたが、国内において鳥被害に対する有効な対策が確立されていないこともあり、現在、市で行っている支援はございません。引き続き、国、県、他市町村、研究機関などの取組を注視し、実効性の高い対策が確立された際には、いち早く農家への情報提供や必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　それではまず（１）被害の実態把握について再質問させていただきます。

農家の方々から被害の報告がないというような答弁でございました。青森県や弘前市では鳥害について被害額や被害面積を把握しております。なぜ、平川市では同様の把握ができていないのか、その理由を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　平川市鳥獣被害防止計画における鳥被害の把握についてお答えします。

平川市鳥獣被害防止計画における被害額及び被害面積につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、農家の方からの報告を受けたものを記載してございまして、弘前市でも当市と同様の扱いをしてございます。当市の被害額等が記載されていない理由につきましても、先ほど申し上げたとおり農家の方からそれぞれそれら被害についての正式な報告がなく、公表するに至っていないということでございます。

また、県のデータにつきましては、各市町村から報告されたものに、青森県農業共済組合が把握している数値を加えて算出しているということでございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　今の答弁ですと、結局、弘前市では農家より被害報告が上がっているということだというふうなことで、平川市は上がってないということだということでございました。

農林課さんよりですね、過去４年間の市町村別の被害状況調査の表を見せていただきましたけれども､ほとんどの市町村で被害状況が記載されておりませんでした｡つまり、鳥害の実態把握については、県のデータもおおよその傾向はつかめても実際の被害状況は分からないということが分かりました。

実態が把握できなければ、原因分析、対策実施、効果検証はできません。それでは鳥害に対する有効な対策は打てないと私は考えます。

当市として今後調査集計体制を整備する考えはあるのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　調査集計体制の整備についてお答えします。

鳥被害に限らず鳥獣による農作物被害の調査等につきましては、農家の方からの被害報告を基に行うこととしてございまして、現時点では今後も同様の対応とするという考えでございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　今後も同じ方法で実施していくということでしたが、結局のところは今後も被害状況を把握できないままになるというようなことだというふうに私は理解しました。

例えばですね、鳥害の実態把握の手段なんですけれども、例えば参考となる先進自治体とかいうのはないのでしょうか。例えば弘前市はどうやってその実態把握に努めているのかとか、また、県や国などに参考となる情報はないのでしょうか。

調査状況を分かる範囲でも調べておりましたら、分かる範囲でお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　鳥被害の実態調査につきましては、調べたところでは当市と同じような状況の市町村が多く、今後ですね、弘前市が今年度市の予算を使ってその傾向と分析する予定としているというふうに伺ってございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　結局はなかなか実態把握は難しいと。特に鳥害についてはと

いうことで理解いたしました。

次に、（２）被害増加の要因について再質問させていただきます。答弁では被害増加の要因として放任園問題を挙げておりました。放任園の増加によって鳥の餌場化し周辺園地へ被害が拡大しているというような答弁でございました。また、温暖化などによって鳥の行動範囲とかの変化もあって鳥害増加の要因ではないかという答弁であったというふうに理解しました。

これについてなんですけど先ほど答弁でもありましたけれども、弘前市が今年より弘前大学に調査依頼し、出現パターン、食害する鳥類、地元定着鳥か渡り鳥か、食性、出没時期などについて分析を進めようとしております。科学的根拠に基づく効果的計画的な対策を行うためには、こうした調査分析が重要であると私も考えます。

当市として弘前市と連携し、広域的に調査分析を進める考えはあるのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　弘前市等と連携し、広域的に調査分析を進める考えはないのかという御質問にお答えします。

科学的根拠に基づいた効果的な対策を講じるためには、議員御指摘のとおり、現状把握のための調査分析は重要であると認識してございます。

また、鳥獣被害につきましては、行政区域を越えて発生する広域的な課題であり、自治体単独での対応には限界もあることから、近隣自治体や関係機関との連携は不可欠であると考えてございます。

市といたしましても、今後弘前市をはじめ関係自治体の取組状況や調査結果等について情報共有を図りながら、必要に応じて広域的な調査分析など、効果的な対策を模索してまいります。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　はい、分かりました。ぜひとも弘前市と連携して進めていただきたいと思います。

私は今回この鳥害についていろいろ調べた限りではですね、やっぱり鳥害の単なる自然現象ではなくて、地域農業の維持力低下の現れではないのかというふうに考えています。

例えばりんご農家が高齢化し、放任園が増加、それにより防除力が低下し、鳥害が増加、有効な対策を打てず所得減少し、営農意欲が低下、さらに離農が進み放任園が増加する。このような負のスパイラルに陥っているのではないかと危惧しております。恐らくこれについては、ほかの鳥獣被害にも当てはまると私は考えております。これを断ち切らなければいけません。そのためにはやはり鳥害増加の要因分析調査はしっかりと取り組んでいただくことを当市にお願いをしたいと思います。

次に、（３）現在の対策について再質問させていただきます。

当市では鳥害に対する支援は行っていないというような答弁でございました。それでは資料２の平川市鳥獣被害防止計画における現在の被害防止対策について質問をさせていただきます。

まずカラス捕獲計画について、平川市では年間30羽としておりますが、弘前市では年間1,712羽としております。この大きな差について被害認識の違いなのか、調査方法の違

いなのか、捕獲体制の違いなのか、市としてどのように分析しているのか伺います。また、30羽という設定根拠についてもお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　まず、平川市と弘前市の年間捕獲計画数の差についてお答えいたします。

当市の年間捕獲計画数は農作物被害のみを対象とした数値であるのに対し、弘前市の年間捕獲計画数は、担当者に伺ったところ、農作物被害だけでなく市街地における環境被害も対象とした数値であるとのことでございましたので、この対象範囲の違いが大きな差につながっているものと認識してございます。

次に、30羽という設定根拠についてでございますが、過去のこれまでの捕獲実績や今後の捕獲体制などを総合的に勘案し、現時点において継続的に対応可能な水準として設定したものでございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。設定根拠はやはりその被害で今まで取ってきた実績をある程度ベースにして設定してるということを理解いたしました。また、弘前市はどちらかというと農作物以外も数に入れてるということであるというふうに分かりました。

次に追い払い活動は現在どのように実施されているのか伺います。また、実施主体、実施回数、効果検証など行われているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　追い払い活動の実施状況についてお答えいたします。

追い払い活動は、これまで農家の方の自助努力により実施されており、市が実施主体となっての活動はございません。このことから、効果検証については市では把握してございません。

参考となりますが、食料、農業、農村に関する研究開発を行う機関である農研機構のレポートでは、どんな追い払い装置を設置しても鳥が慣れてしまうことから、効果を上げることが難しいとされておりますので、御理解をお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　追い払い活動は当市で実施していないと、これ多分鳥害だけということだと思いますけどそのようなことでございました。

私はてっきり飛行場でのバードパトロールのようなことを実施しているのかなというふうにちょっと思っていたものですから、質問させていただきましたけれども。先ほどの答弁にもありましたけどあまり効果的ではないということで、恐らく実施していないのかなということでございますが、私やっぱりこの計画にも載せているので、例えば鳥害はやっていないとか、やっぱそういうことをきちんと明記したほうが分かりやすいのではないのかなと思いますし、資料３にも書きましたけども鳥はやはりこう群れで動くことがベースとなるので例えばこの収穫期とかだけでも、例えばそういうバードパトロールみたいなことをやってみてはどうなのかなということをちょっと考えましたけれども、費用対効果っていうわけではないですけど、効果があるかどうか分からないということであればなかなか難しいのかなということで理解いたしました。

次に当市では、赤外線カメラ搭載ドローンによる生息域調査、ＩＣＴセンサーカメラによる情報収集などを実施するとしております。

そこで、鳥害に関して実施しているのか、またどのような結果や課題があったのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　赤外線カメラ搭載ドローン及びＩＣＴセンサーカメラを活用した調査及び情報収集の状況についてお答えいたします。

現在、市ではドローン及びＩＣＴセンサーカメラを活用した調査は熊やイノシシなどの獣害を対象に行っておりますが、鳥被害に関しましては行ってございません。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　赤外線、ドローンっていうのは最近結構いろいろもてはやされておりますけども、例えば先ほどの追い払い活動とか、そういったものにも実施できないものなのかなと考えますけども、それが実施できない理由なんか、もしあれば分かる範囲でお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　当市でもって所有しているドローンにつきましては、鳥のおおよその飛行速度に対応できないとか、あと、まだ鳥被害についてのスキルがまだ整っていない。あと、ドローンによる追い払いについて検証の結果、まだそれが認められていないという調査結果もございますので、まだそこには対応してないということでございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。次に鳥被害防止に係る機材整備について、現在どの程度整備されているのか、現場ニーズに対応できているのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　鳥被害防止に係る機材整備についてお答えいたします。

市では現在、鳥被害に特化して機材等整備しているものはございません。ニーズということでございますが、これまでのところ農家の方からの要望は寄せられていない状況のため、特段のニーズ調査は行ってございません。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　農家の方々から要望がないため機材整備調査をしていないというような答弁でございましたけど、鳥害は増加しているという認識はあるのに要望がないから対策はしないということですけれども。農家の方々もそういう意味では、鳥害については対策を諦めてしまっているのかということをちょっと考えてしまったりします。

実はですね、ここの議会の会議録を過去に調べました。令和２年第３回定例会において桑田公憲議員の一般質問でですね、ゲットウをりんご園地に試験的に実施しているとの答弁がありました。

その後どのような効果検証を行ったのか、実際に効果はあったのか、継続検討はされているのかについてお知らせいただきたいと思いますが、今日実は桑田公憲議員からゲットウをですね頂きましてありがとうございました。

匂いを嗅いでみましたけどやっぱちょっとハーブ系の匂いということがありまして、私にはとてもいい匂いに感じましたけど、鳥には効果があるのかどうかというところもありましたけれども、とにかく検討されているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　ゲットウの効果検証についてお答えいたします。

令和２年第３回定例会において桑田公憲議員からの鳥獣被害対策についての一般質問に対し、ＪＡ津軽みらいがりんご栽培指導協力会の園地に、鳥を寄せつけない効果があるとされるゲットウという沖縄県などに生息する植物の乾燥チップを試験的に設置し、その検証結果について提供いただく予定であるとお答えしてございます。農協では20名の方のりんご園地に設置をお願いし検証を行ったところ、その大半が効果の有無については判断できないということであったと伺っており、継続しての検討もしていないということでございました。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。資料２にありますけども平川市鳥獣被害防止計画、この中で主だったものを対策として質問させていただきましたけれども、鳥害防止の取組は当市ではほとんどなされていないということが分かりました。

それでは最後にですけれども、この資料の中にもありますけれども農地パトロール、市民からの通報による随時発見した放任園について、放任果樹の伐採、適正な管理を行うように指導しているとございますけど、これだけは実施しているという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　農地パトロールにつきましては、農業委員会と協力しながら農地パトロールは毎年実施してございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　この農地パトロールも大変なことでありますけど大事なことであると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

次に（４）今後の取組について再質問させていただきます。

私も鳥は市境を越えて移動することから、平川市単独ではなく、津軽地域共通課題として対応するべきだと考えています。そこで弘前市など近隣市町村との広域連携や共同調査、情報共有体制を検討する考えはないか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　弘前市などとの広域連携や共同調査、情報共有体制を検討する考えはないかという御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、鳥類は行政区域を越えて広域的に移動することから、市単独での対応には限界があると認識してございます。

また、これまでも近隣市町村とは必要に応じて中南地域鳥獣被害防止対策担当者会議などで情報共有を行ってきたところではありますが、今後の対策としては事後的な情報交換にとどまらず、被害発生の予兆や対策、検証などを含めた、より実効性のあるネットワークの構築が必要であると考えてございます。

議員御提案の弘前市などとの広域連携や共同調査につきましては、弘前圏域定住自立

圏の中で取り組んでいくことができないか、圏域で開催される担当者会議などで打診してまいりたいと考えてございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　はい、分かりました。今日のですね質疑で分かったことはですね。やはり鳥害の実態把握ができていない点が私一番の課題ではないのかなということをちょっと実感、認識いたしました。

農林水産省の作物統計によると、2025年産の青森県産りんごの収穫量は35万トンとなり、３年連続で40万トンを割り込みました。これは台風被害に見舞われた1991年産に次ぐ過去２番目の少なさであるという報道がございました。県内りんご産業にとって極めて深刻な状況であると認識しています。このような中、りんご一玉一玉の価値はこれまで以上に高まっており、鳥害による収量減少や品質低下は農家経営に与える影響が一層大きくなっていると考えます。だからこそ、鳥害を単なる自然被害として捉えるのではなく、地域農業の所得確保と産地維持の観点から、実態把握と対策強化に取り組む必要があると考えています。

鳥害は熊の被害のように、目に見えやすい被害とは異なり、その実態把握はしにくい課題であります。しかしながら、被害の実態が分からなければ、その原因を分析することも対策の効果を検証することもできません。

りんごは平川市の基幹産業であり、農家の所得と地域経済を支える大切な財産です。だから鳥害についても実態把握を進め、科学的な分析に基づく効果的な対策へとつなげていただくことが重要であると考えます。

当市には熊、イノシシ、鹿などの対応ではマンパワー不足なのは十分理解しておりますけれども、県やＪＡ、弘前市、専門機関などとの連携も図りながら、農家の方々が安心して営農を続けられる環境づくりに取り組まれることを期待して、１の質問を終わりたいと思います。

次に、２　物価・資材高騰による市民生活と地域経済対策について質問いたします。

資料４を御覧ください。現在の物価高騰は2022年以降のウクライナ情勢に伴う円安やエネルギー価格の上昇に加え、さらに最近イラン中東情勢の悪化による供給不安も重なり、長期化する様相を見せております。

特に、原材料費やエネルギー価格の上昇により、賃上げ以上に物価が押し上げられるコストプッシュインフレや、石油化学製品の原料であるナフサ不足、価格高騰によるナフサショックは、市民生活だけでなく建設業、農業、物流業、飲食業、小売業など当市の経済を支える幅広い分野への影響が懸念されております。

こうした状況が長引けば、市民の実質所得の低下や事業者の経営負担増加を招き、消費や生産の減少、売上げの低下、雇用環境の悪化を通じて当市経済全体の縮小につながる恐れがあると私は考えております。

資料５を御覧ください。これは、ナフサショックにより想定される業種別の影響を整理しております。例えば、建設業や塗装業における資材不足や工事遅延、公共工事における入札不調、農業における肥料や資材価格高騰、物流費の上昇、飲食業や小売業のコスト増加など当市経済全体へ波及する可能性を示しております。

そこで、次の４点について伺います。

（１）市民生活への影響について。ガソリン・電気代、食料品価格の上昇、とりわけ米価の高騰により市民の可処分所得は減少しております。その結果、外食や外出を控える動きから市内消費の縮小が進み、当市の経済循環の低下につながっていくと考えますが、当市としてどのように認識しているのか伺います。また、高齢者世帯においては、年金の実質的な目減りによる生活負担の増加も懸念されますが、当市にどのような影響が生じていると認識しているのか伺います。

（２）地域経済への影響について。飲食業からは節約志向や家飲みの増加などにより、客数の減少や宴会需要の低下が続いているとの声があり、コロナ禍よりもひどい状況との悲痛な叫びも伺っております。また、農業分野では肥料や農業資材価格の高騰が経営を圧迫しており、農家所得への影響も懸念されております。さらに、市内のねぷた運行団体においても、資材価格や燃料費の上昇などにより運営負担が増加しており、地域文化や地域コミュニティーの維持への影響も心配されるところであります。これらの状況について、当市としてどのように認識しているのか伺います。

（３）市民生活・地域経済の実態把握について。今回の問題は急激な景気後退というよりも、消費の抑制、外出機会の減少、設備投資や修繕の先送り、さらなる消費の低下といった形で進行する静かな経済悪化ではないかと私は感じております。しかし、このような変化は行政統計だけでは把握しにくい面もあります。そのため、市民アンケートや事業者にヒアリングを実施し、物価・資材高騰が市民生活や当市経済に与えている影響について早急に実態調査を行い、現状把握に努めるべきと考えますが、当市の考えを伺います。

（４）今後の地域経済対策について、当市では昨年度、国の交付金を活用した物価高騰対策を実施しております。今後さらに状況が悪化・長期化した場合には、国や県の支援を待つだけではなく、当市として先行的な対応を検討する必要もあると考えます。

資料６を御覧ください。私は、今後の対策の目的は、単に家計負担を軽減するだけではなく市内消費を活性化し事業者の倒産や閉店を防ぐこと、高齢者や低所得者など支援の谷間にある層を支えること、当市の文化や地域コミュニティーを守ること、そしてそれにより当市経済循環を維持することにあると考えております。

そのため、私案ではありますが、平川市限定商品券の配布、農業資材支援の拡充、燃料・光熱費支援、ねぷた団体支援及び先ほど述べた市民生活や事業者実態の継続的な調査などを組み合わせた総合的な当市経済循環対策について、今から検討しておくべきと考えます。

なお、その財源については、国・県補助金の活用に加え、毎年度発生する不用額や財政調整基金の活用など様々な選択肢を考えておくべきだと考えます。もちろん、金利上昇による公債費対応など将来を見据えた健全な財政運営は重要でありますけども、今後市民生活や当市経済への影響がさらに深刻化した場合には、基金の活用も含めた機動的な対応が必要になるのではないかと考えます。

当市として、物価・資材高騰の影響から市民生活を守り、経済循環を維持するため、今後どのような支援策や対策を検討しているのか当市の考えを伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　初めに物価・資材高騰による市民生活への影響についての御質問

にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、全国的にガソリン価格や電気料金、食料品価格の上昇が続いており、報道等により節約志向が高まっているものと認識しております。

高齢者世帯における年金生活への影響につきましては、資産状況や就労収入の有無などにより状況は異なるものでありますが、物価上昇局面において年金改定が物価上昇に追いついておらず、実質的な負担感が増しているとの指摘があるものと認識しております。

次に、地域経済への影響についてでございますが、市民生活への影響と同様に全国的には物価上昇に伴う消費者の節約志向が続いているとされており、飲食業においても利用動向の変化への対応が課題となっているものと認識しております。

また、農業分野におきましても、肥料価格や農業用資材、燃料価格等の上昇が農業経営に影響を及ぼしているものと認識しております。

さらには、市内ねぷた運行団体においても、制作に必要な紙や電球ほか資材の値上がり、ナフサ由来の木工用接着剤が手に入りにくくなるなどから、団体運営の負担は増加しているものと推察しております。

最後に、今後の地域経済対策についてお答えいたします。

議員の御質問にもございましたが、市では昨年12月に国交付金を活用した支援策を予算措置しており、市内全世帯を対象とした12か月間の水道基本料金減免等事業のほか、子育て世帯や低所得者世帯を対象とした給付金事業を市民生活支援として実施してございます。

そのほか、令和８年度当初予算及び６月補正予算へ計上した事業として、子育て支援の分野では保育料及び子ども医療費無償化事業、農業分野では、今冬の大雪で被害を受けた農業用ハウス等の復旧支援事業や園地づくり事業補助金、商工業分野では事業資金の保証料補助を行う特別保証制度などの支援策を広く展開してございます。

以上のような各種事業に取り組んでいることから、現時点においては市が国や県に先行した地域経済対策を実施する考えには至っておりませんが、今後も市民や市内事業者、各種団体などの声を聞きながら、地域経済の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

市民生活、地域経済の実態把握については、財政部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　財政部長。

○財政部長（一戸昭彦）　私からは市民生活、地域経済の実態把握についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、物価・資材高騰による影響は、消費の抑制など統計データでは把握しきれない面があると思います。市といたしましては、物価・資材高騰が全国的な課題であることを踏まえ、市独自のアンケート調査につきましては実施を予定しておりませんが、まずは国、県の施策や物価等の推移を注視してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　市長から答弁がありましたけれども大体認識は私と同じかなというふうに考えました。

ただ、まだ対策を打てる段階ではないのかなというふうに考えてると思いますけど。

私もそこは同じで。ただ、今後やはり中東情勢が長引いたときにですね、悪化したときにどう対策していくのかっていうのはやっぱり今からきちんと考えておくべきなのかなということで、今回こういう質問させていただきました。

まず、（１）市民生活への影響について再質問させていただきます。

市長から答弁がありましたけども、子育て支援、給食費無償化、水道基本料金減免は、市民生活支援に取り組んでいることについては、私は一定の評価をしております。しかし一方で、一般世帯、現役世代、年金生活者、小規模事業者など、いわゆる支援の谷間にある層においても生活負担増が広がっていると考えております。そのため、節約や買い控えなどの生活防衛行動が広がっていると感じております。私はこのような層に対しても、さらなる支援や消費喚起策が必要と考えますが、当市としてどのように認識しているのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御指摘のとおり、物価高騰の長期化により、子育て世帯に限らず、現役世代や年金生活者、小規模事業者を含め、生活負担の増加が広がっていくものと認識しております。

国におきましては、その対応として電気・ガス料金の負担軽減を図るため、補正予算を編成することとしております。

市といたしましては、こうした状況を踏まえ、市民生活や地域経済への影響を注視するとともに、国、県等の経済対策との連携を図りながら、必要な支援について検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　当市では年収300万円未満の世帯が約４割を占めております。物価高騰の影響を受けやすい状況にあるというふうに考えておりまして、私は市民生活への影響を大変心配しております。

報道によれば国や県においてさらなる物価高騰対策が検討されていると伺っており、その内容とか実施時期について注目しているところではありますけれども、最も期待しておりました飲食料品の消費税減税については、来年４月以降の実施と対応が遅れるのではないかと感じております。市民生活はまさに厳しい状況に置かれております。

国や県の支援を待つだけでなく、当市としても実態把握に努めながら、必要に応じて迅速な対応を検討していただくようにお願いをしたいと思います。

次に（２）地域経済への影響について再質問させていただきます。

一般質問１日目葛西厚平議員からも質問がありましたが、改めて入札不調や公共施設維持管理費の増大など、市政運営への影響は出ていないのか伺います。また、そのような影響が本格化する前に、どのような対策を講じているのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　財政部長。

○財政部長（一戸昭彦）　原油価格や資材価格、人件費の上昇につきましては、市民生活や民間事業者のみならず、市が実施する公共事業や公共施設の維持管理にも影響を及ぼしているものと認識しております。

現時点におきましては入札不調などは生じておりませんが、公共施設の維持管理におきましては、電気料金や燃料費等の増加により、施設運営に係る経費が上昇しており、

今後の財政運営への影響についても注視していく必要があると考えております。
市といたしましては、こうした影響が本格化する前に対応を進めることが重要であると認識しており、設計単価や工事費積算において最新の物価動向を適切に反映させるとともに、必要に応じて発注時期や施工方法の見直しを行うなど、円滑な事業執行に努めているところであります。
また、公共施設につきましては、施設の適正配置を進めることで、維持管理コストの財政負担の軽減に取り組んでまいります。
さらに、国の有利な地方財政措置等も活用しながら、限られた財源の中で効率的かつ持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。
○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。
○５番（葛西勇人議員）　先日の答弁で入札について私は問題ないのかなと、ただその維持管理費がどのぐらい増えていくものなのかなということを心配しております。
とにかく先行きが不透明な状況下ですので、当市にはアンテナを高く張りながら、前倒しの検討と対応をお願いしたいと思います。
次に、イラン情勢など中東地域の緊迫化による原油供給不安が懸念される中、当市として市民生活への影響を軽減するため、省エネや燃料節約に関する情報提供、啓発を行う考えはあるのか伺います。
○議長（石田隆芳議員）　財政部長。
○財政部長（一戸昭彦）　中東地域を巡る情勢につきましては、原油価格やエネルギー供給への影響が懸念されることから、国際情勢や国の対応を注視しているところであります。
一方で現時点におきましては、国において、国民に対し一律の省エネや燃料節約を強く求める状況にはないものと認識しております。
このため、市といたしましても、現段階で市独自に新たな省エネ、燃料節約に関する啓発活動を実施することは考えておりませんが、今後、国や県から具体的な要請や方針が示された場合には適切に対応してまいりたいと考えております。
また、引き続きエネルギー価格や市民生活への影響について情報収集に努め、必要に応じて適正な情報提供を行ってまいります。
○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。
○５番（葛西勇人議員）　私はやはり平川市を預かる立場としては、やはり市民の状況をきちんと把握した上でですね、国や県の方針を待たなくても、そういう要請するときはしたほうがいいのかなというふうに考えております。ともかく市民への迅速な情報提供だけはよろしくお願いしたいと思います。
次に（３）市民生活地域経済の実態把握について再質問させていただきます。
実態調査がなければ、今後さらに国際情勢悪化などが進行した場合、当市として有効な危機対応や政策立案が困難になると考えますが、これについてどのように認識しているのか伺います。
○議長（石田隆芳議員）　財政部長。
○財政部長（一戸昭彦）　先ほどの答弁の繰り返しになりますが、物価・資材高騰は当市に限らず全国的な課題であり、市といたしましてはまずは国、県の施策や物価等の推

移を見極めてまいりたいと考えております。

市独自の調査までは予定しておりませんが、今後も状況に応じて適切に対応したいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　私はちょっと心配症なのかもしれませんけれども、やっぱり最悪の事態を考えるわけでございます。

私が最も懸念しているのは、中東情勢が長期化した場合にナフサ由来の資材が不足し、当市の主力産業である建設業や塗装業に深刻な影響が及ぶのではないかということを心配しています。物価高騰も問題ですけれども、本当に深刻なのは、実はお金を出しても資材が手に入らないという状況なのかなと思っております。そうなれば工事の遅延や受注減少だけでなく、事業継続が困難となり、最悪の場合は廃業や倒産につながることも懸念されます。

当市には関係事業者との情報収集を継続するとともに、最悪の事態も想定した対策について、あらかじめ検討していただくようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、（４）今後の地域経済対策について質問いたします。

現時点では、市単独で新たな物価高騰対策を実施する考えはないという市長からの答弁でありました。しかし、私は今後物価高騰や資材高騰の影響により、当市経済がさらに悪化すると判断された場合には、国や県の支援を待つことなく、当市としても速やかに対策を講じる必要があるのではないかというふうに考えています。

そこでまず質問なんですけれども、飲食業への支援について伺います。

市内の飲食業者からは、先ほども述べましたけれども、コロナ禍よりも厳しい状況にあるという声が聞かれております。市内事業者を守るため、市内の消費を回復し、経済循環を維持するためには、市内で利用できる地域限定商品券が有効と考えます。ただ、過去のプレミアム付商品券は販売実績が伸び悩んだ面もあったことから、私は今回は購入型ではなくて、市民生活支援と消費喚起を兼ねた給付型の商品券のほうが効果的ではないかと考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　今、葛西勇人議員からの御提案でありました給付型の商品券の配布ということでございますが、市としては実施する計画はございません。

しかし、商品券発行事業に関する動向といたしましては、現在平川市商工会さんにおいてプレミアム付商品券を発行する計画がございます。これは県の事業でございますが、市としましては、市商工会さんが進める事業において、購入引換券の作成・発送業務などへ事業協力してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　商工会が実施するプレミアム付商品券事業がこれからあるというような答弁のことでございましたけども、もし分かる範囲で結構ですので発行規模やプレミアム率など、事業概要が分かれば教えてください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　この事業は平川市商工会が実施主体となってプレミアム率20％

の商品券を発行するものでございます。

県は、物価高の影響を受ける県民生活を支援するとともに、消費喚起を通じ地域経済の活性化を図るため、県内の商工会及び商工会議所が実施するプレミアム付商品券のプレミアム経費を販売額の20%を上限に支援することとしてございまして、市商工会でもこれを財源として事業を計画しているものでございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　あと先ほどちょっと答弁には触れられてませんでしたけれども、ねぷた団体への支援についてなんですけど、弘前市では参加団体に奨励金を増額するという記事がありました。平川市も同じくねぷた団体、かなり苦しんでおりますけれども、何らかの対策を打つ考えはあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　ねぷた団体への支援ということでございますが、弘前市が増額してもですね、現在平川市が支援している支援額より若干低いようです。平川市ではコロナ禍の際にですね、増額して今の支援をしているわけなんですけども、コロナが明けても現在の支援額25万円、上の金額で25万円っていう支援額はそのままにしてございましたので、十分な支援をしていると認識してございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　次に今対策案実施の想定原資として考えている基金について質問いたします。

基金は将来の備えとして重要だと理解しておりますけれども、市内の経済循環を維持するためには、財政調整基金を取崩してでも対策を講じる場面も出てくると私は考えます。

ちなみに当市の令和７年度の財政調整基金は約25億円となっておりますが、当市としてそれを維持するべき額として幾らを想定しているのか、その理由も含めてお知らせください。また、剰余金を５億円積み増している最近の決算状況を見ると、同額程度を経済対策として活用してもよいのではないかと考えますが、当市の考えを伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　財政調整基金の維持すべき額につきましては、災害時への備えとして、過去の大災害でありました平成３年の台風19号に要した災害復旧費の約20億円という金額が１つの目安と考えております。これはただし、あくまで35年前の数値ではございます。

また、当市は自主財源が乏しい小規模自治体でございまして、人口減少や高齢化の進行に加え、今後の公共施設の維持更新、災害対応など中長期的な財政需要への備えが重要であると私は認識しております。

毎年度の剰余金を活用した地域経済対策についてでありますが、当市の市民生活や経済活動は弘前市を中心とした広域経済圏との結びつきが強く、市単独による大規模な財政出動が地域経済全体へ与える効果には一定の限界があるものと認識しております。

このため市といたしましては、基金を取崩しての独自財源による大規模な経済対策を実施するのではなく、あくまで国、県の交付金や支援制度を有効活用しながら、必要な支援策を適切に講じていくことが重要であると考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　はい、分かりました。次に現在の物価高騰や消費縮小が続くと当市経済サイクル自体が縮小し税収が減少するなど、将来の市政運営にも影響を与えかねないと考えます。これについて当市はどのように認識し、対応する考えなのかを伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　現在の物価高騰や消費動向についてのお尋ねにお答えいたします。

長期化する物価高騰は市民生活に大きな影響を及ぼしているほか、事業者においても原材料費やエネルギー価格の上昇、人件費負担の増加などにより厳しい経営環境が続いているものと認識しております。

また、こうした状況が継続した場合には、消費活動の停滞や地域内経済循環の縮小につながり、結果として地域経済全体の活力低下や税収への影響など、中長期的には市政運営にも影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

この問題につきましては、国全体の問題でもありますので、今後におきましても、国、県の動向をしっかりと注視し、必要に応じて国、県に働きかけてもいきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　先ほどちょっと基金の話をさせてもらいましたけれども、今は取り崩す考えはないということでございますけど、令和４年３月に一部改定された平川市公共施設等総合管理計画を見ますと、長寿命化対策を反映した場合は公共施設の更新費用は、令和23年頃までは年平均約20億円程度、その後は年平均約40億円程度になると試算されています。

私はこの試算を見る限りでは、少なくとも今後16年間については、公共施設の維持更新に大きな支障が生じる状況ではないのかなというふうに考えているところでございます。

また、平川市財政運営計画書においても、基金残高は今後減少する見込みを示されておりますけれども、これまでも決算ベースでは計画を上回る基金残高となる傾向があり、今後も一定程度の上振れが期待できるのではないかと考えておりますので、やはり５億円程度、もし最悪の事態になった場合はですね、私は活用していってもいいのではないかというふうに考えます。とにかく当市には機動的な経済対策を実施していただくように提言をしたいと思います。

最後に市政運営の影響についてですけれども、財政出動や資源エネルギーの確保、代替素材への転換といった大きな課題については、基本的には国の役割であるというふうに私も考えております。

しかし、一方で地域経済の循環をどう維持し、どう活用していくかは自治体として果たすべき重要な役割であると考えております。今回の一般質問では物価高騰や資材不足など、不安材料を中心に当市の認識、対策を伺いました。ただし、私は当市経済状況については悲観しているわけではありません。

例えば、ＡＩの普及を背景とした半導体需要の拡大により、日本マイクロニクスの業績は好調であり、今後数年は市税収入への好影響も期待されていると考えています。

また、今年当市で開催される国民スポーツ大会による交流人口の増加、平川市ねぷたまつり、あどの祭りへの来場者増加、さらにインバウンド需要の拡大、ふるさと納税の堅調な伸びなど、当市経済には明るい材料も数多くあり、私はこうした好機を逃すことなく当市の経済活性化につなげていくことも重要だと考えております。

特に国民スポーツ大会は今年限りの大きな機会であります。平川市を訪れた方々に市内で食事をしていただく、買物をしていただく、そして平川市の魅力に触れていただく。

例えば一般質問１日目の水木悟志議員から提言された盛美園の体験型観光、平川ねぷたのはやし体験、平川市の湯っこめぐりなど、当市の資源を存分に生かした取組は、私は有効だというふうに考えています。そして、また平川市に行きたい、平川市を応援したいと思っていただけるような取組も当市にはぜひ検討してもらいたいと思います。

ピンチの中にもチャンスはあります。物価高騰や資材高騰という課題にしっかり向き合いながらも、この機会を平川市の魅力発信と経済活性化につなげていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員）　５番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩とします。

午前11時01分　休憩
午前11時15分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第６席、12番、佐藤　保議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（佐藤　保議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員の一般質問を許可します。

○12番（佐藤　保議員）　ただいま議長より一般質問の許可を得ました、６席、議席番号12番、ひらかわ市民クラブ、佐藤　保でございます。

冬物を出したり引っ込めたりで、本当にお天気との付き合いが難しくなりました。

まず、世界情勢から。パンデミックのときは、いとも簡単に国境を越えるウイルスに恐れをなし、誰しもが世界は一つ、地球は一つと感じました。世界中を巻き込み、そして世界中が協力し合い収束させた新型コロナウイルス感染症は、６億人以上が感染し、約650万人が亡くなったとされています。

今まで繰り返しこのような学習をしつつも、かの地での命のやり取り、壊された建物やインフラと、性懲りもなく愚かな行為が続きます。何でこんなことができるのか、当初は我が事のように嘆きましたが、離れた平和な日本にいては、それも長続きしません。

そのしっぺ返しでしょうか、今世界中が経済不況に陥り、私たちの日常生活を脅かす事態が深刻化しております。人口３万人を切ってしまいましたが、この穏やかな平川市も世界と密接につながっています。新型コロナウイルス感染症の平川市は手抜かりなく行われ、市職員の大変だった対応が思い出されます。

工藤市長には、改めて公約にも掲げられました、市民の「命と暮らしを守る」を最優先にお考えいただくことをお願いして、私の一般質問に入らせていただきます。

１　平川市基幹産業の将来像についてお伺いします。

市内の田んぼは、転作箇所を除き、ほぼ田植が終了したようであります。りんご畑は摘果作業の最盛期です。いよいよ秋の収穫に向けてエンジンスタートしました。

先日、国の2025年農林業センサスの結果概要が公表されました。農林業センサスは1950年から５年ごとに我が国の農林業の生産構造、就業構造などの実態や、農山村地域の現状把握のための基幹統計調査になります。対象が全ての農林業経営体、全ての市町村など日本の農業を知る大本のデータとも言われています。

質問に入ります。

（１）2025年農林業センサスの結果についてお伺いします。

データの提出元は主に市からだと思いますが、当市の主要作物の耕作面積とそれに従事する人数をお知らせください。

（２）地域計画の集積状況と傾向についてお伺いします。

高齢化が進む中、少ない担い手で効率よく米などを増産するには、次世代の農業の担い手に農地を集約していくしかありません。この動きは2012年からの人・農地プランとして行われていました。

しかし、2022年、農業経営基盤強化促進法が改正、2025年３月までに具体的な目標がプラスされた目標地図を作成した地域計画の作成が義務づけられました。国の集計結果によると、経営耕地面積20ヘクタール以上の農業経営体は面積シェアが全体の約５割を占め、規模拡大が進展したとの内容でした。そこで、平川市の状況についてお知らせください。

（３）市の課題と今後の施策についてであります。

平川市産業振興に係る基本構想、2026年３月にまとめられました。改めてこの力作を確認させていただきました。確かに、今の政策はこれがベースになっていると見受けられますが、抽象的な表現が多く、基幹産業について具体的にお知らせいただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（工藤貴弘）　佐藤　保議員御質問のうち、私からは市の課題と今後の施策についてお答えいたします。

市の農政における最大の課題は、やはり担い手の高齢化と後継者不足であり、農家数の減少により今後耕作放棄地の増加などが懸念されております。このため、就農希望者が農業に取り組みやすく、安心して働ける環境の整備や農地の円滑な継承ができる仕組みづくりが必要であると考えており、その施策の一つとして、今年度から切らずにつなぐ樹園地継承事業を開始しました。

この事業は、園地を譲りたい方と園地を必要とする方をつなぐ仕組みで、優良園地であっても、高齢化や後継者不足により伐採せざるを得ないケースが発生している一方で、規模拡大を目指す方、あるいは新たに農業を始める方にとっては大変貴重な資源であるため、双方をつないで円滑な継承を支援するものでございます。

このほかの施策としましては、50歳未満の新規就農者の研修中あるいは就農初期の期間を支援する国の新規就農準備資金や経営開始資金があるほか、市独自に50歳～60歳を

対象とした経営開始資金を設けて支援の充実を図っております。

こうした資金面の支援のほか、スマート農業機械やりんごの高密植栽培の導入に対する補助など、初心者でも就農しやすい環境づくりを引き続き支援し、担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。

2025年農林業センサスの結果及び地域計画の集積状況と傾向については、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　私からは、2025年農林業センサスにおける当市の主要作物の耕作面積と従事者数について、前回調査である2020年農林業センサスからの増減を含めてお答えいたします。

なお、2025年の農林業センサスの結果につきましては、2026年３月31日に概要版が公表されたところですが、市区町村別の詳細な項目別データはまだ公表されておりませんので、現在公表されているデータのうち、田や樹園地、野菜などの普通畑の面積とそれぞれの経営体数についてお答えいたします。

まず、田は耕作面積が1,967ヘクタール、経営体数が975経営体となっており、前回調査と比べ面積で0.2ポイントの増加、経営体数で20.9ポイントの減少となってございます。

次に、樹園地は耕作面積が1,169ヘクタール、経営体数が1,032経営体となっており、前回調査と比べ面積で7.7ポイントの減少、経営体数で11.0ポイントの減少となっております。

最後に、普通畑は耕作面積が344ヘクタール、経営体数が441経営体となっており、前回調査と比べ面積で9.2ポイントの減少、経営体数では10.1ポイントの減少となってございます。

次に、地域計画の集積状況と傾向についてお答えいたします。

市内全域における農地集積の現状は、農用地面積4,832ヘクタールのうち、担い手が耕作または作業受託している面積が3,391ヘクタールで、集積率は70.2％となっており、計画策定した前年と比べて2.1ポイントの増加となっております。

また、地域ごとに見ましても、前年比で0.5ポイントから4.9ポイントと全ての地域で増加となっており、緩やかではございますが、着実に集積は進んでいるものと考えてございます。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　市長のお話を頂きました。切らずにつなぐ樹園地継承事業、これはぜひお願いしたいって思います。これが一番、今、大事だと思いますね。地元でも毎年ですね、約１町歩ずつりんごの樹切られてるわけですよね、斜面ですけどもね。そういう実態を見ますと、これはぜひともやっていただきたい事業であると。お願いしたいと思います。

今、前回の地域計画で地元の方を集めて、地図を、マップを前にしてやりました。私は尾上地域の１番っていうところに参加してるわけですけども、やはり、今の若い人、やる気ある人が出てきましたね。本当に頼もしく、自分で集積してやるぞという心意気を感じております。

そこで、私たち高齢者はもうあとすぐ出番がなくなるわけでありますけども、それな

くなりますとですね、意外とうまくいくんじゃないかと。こういう人がね、つないでくれればうまくいくだろうというちょっと楽観視している面はございます。かえって我々高齢者が若い人の邪魔してる面があるんじゃないかというね。いろんなとこへ私みたいに出しゃばって発言したりしてることがあるわけですので、意外と若い人に任せればやるんじゃないかと。それはもう感じました。あの熱気から見て感じました。

それと今確認したいのはですね、結構大規模農家集中してるわけでありますけども、小規模農家への対応といいますか、ほとんど今地元でも、私知る限りでは五、六人はもういっつも畑に出て頑張っている若者が見られます。

その反面土日だけのね、兼業農家の人が随分いるんですね。そういう兼業農家の人も結構地域を支えてるっていうことで、兼業農家への何かそういう対策などあればお知らせいただきたいということであります。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御指摘のとおり、農業現場における労働力不足が進行している中にありまして、大規模農家の規模拡大にも、いずれ限度があるものと思っております。大規模農家だけでは農地をカバーしきれない状況になることも想定されます。

基幹産業である農業を維持し、また地域コミュニティーを維持していくためには、大規模農家はもとより、兼業農家や小規模農家などの多様な担い手の存在が重要でありますので、市といたしましては、今後多様な担い手を支援するための方策についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　先ほど申し上げましたけども、我々の高齢者の部分が仕事から降りますとですね、やはり新しい考えの若者がね、やれると。間違いなくやるだろうという確信しましたのが、この間の地域計画の討論の場所でありますね。ぜひ市長にはですね、その人たちとの会話の機会を増やして、応援していただきたいと思います。ここの場面で市長、一言お願いしたい。若い人に対してどういう態度を。今までもやられてるのは知っておりますけども、改めて確認です。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　今こうして農業がですね、担い手不足そして高齢化が進展している中において、若い方がですね、意欲を持って計画性もきちんとしっかり持ちながら、取り組んでいくということは、平川市の農業にとって非常に明るい材料であると思います。

そうした中で農地の集積、集約とかですね、そうしたことも取り組んでいきながら後押しをしていきたいなと思っております。もちろん兼業農家さんや小規模農家さんたちが担う役割ということも非常に重要でありまして、例えば草刈りとかですね、そうした農業をするに当たっての小さいところからインフラ的な役割というのも大事ですので、そうしたところも今後は支援の検討をしてまいりたいと思っております。

また佐藤　保議員からは、そうした若い意欲のある農家さんたちとの会話の機会を増やしてほしいということでございまして、まさしく今、ひらかわミライ・キャンバスという、私と各種団体とかがお話をしてですね、恐らく車座になったりとかして、私はその中で、皆さん各団体とか属性の方たちの意見を聞いて、そこを今後の政策に生かして

もいきたいと思っておりますので。ぜひ佐藤　保議員のほうから、その地域の若手の農家さんに対して、市長こういう取組、トークイベントではないですが、皆さんと話してそれを政策に生かそうとしている機会を設けているので、ぜひ応募したらどうですかというふうにですね、働きかけもお願いしたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

私もね、日頃からいつも若い人とお話ししてるんですけども、何かいまいちそういう市長の言葉がありますと、皆さんもっと張り切ると思いますんで、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

２　平川市内温泉の高齢者利用についてお伺いします。

平川市内には、ほかの市町村にはないほど多くの温泉の源泉があります。そして、利用されております。

温泉の主な効果は、温熱、水圧、浮力などの物理的効果と温泉成分が皮膚から吸収される科学的効果の組合せとされ、疲労回復、冷え性改善、筋肉や関節の痛みの緩和、リラックス効果、そして美肌効果などが期待できますとＡＩは答えてくれました。

（１）高齢者温泉施設利用支援事業の結果についてお伺いします。

令和７年度に実施した高齢者温泉施設利用支援事業の対象者数及び交付者数、利用実績をお知らせください。

（２）温泉効能と高齢者の元気についてお伺いします。

今ほど申し上げましたけど、温泉には疲労回復や軽度の高血圧症の改善等の効能があり、温泉に行くことで外出機会を増加させる効果などがあります。高齢者の元気に寄与するものと思うのですが、市としては、温泉の効能と本事業の意義についてどのように捉えていますでしょうか、お伺いします。

平川市には温泉が多数存在し、温泉が高齢者の元気にも寄与するのであれば、今後も温泉の助成事業を実施すべきと考えますが、市の考えをお伺いします。

（３）今後の高齢者施策の周知方法についてお伺いします。

私自身もこの事業の利用者でもありました。知人の中には、すぐに利用して早々に使い切り、次の事業はないのかと聞く方もいる一方、この事業を知らない人もおります。これは昨年６月議会で小野　誠議員も質問しておりました。

周知しただけでは、特に高齢者の場合はその情報を確認したかは不明で、通知方法を工夫する必要があります。個別に通知書を送り、助成券に引換えという方法もありますが、今の郵送料だけで事業費の割合を減らしてしまいそうです。

今後展開する高齢者施策についてはどのように周知するのか、市の考えをお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　高齢者温泉施設利用支援事業の利用実績等の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤　崇）　私からは、初めに、高齢者温泉施設利用支援事業の利用

実績についてお答えいたします。

本事業は、平川市高齢者ふれあいセンターの廃止に伴う代替事業で、入浴機会の確保により外出・交流を促進し、ひきこもりや認知症を予防することを目的に令和７年度に限り実施したものでございます。

対象者は要介護認定を受けていない75歳以上の在宅の市民で、市内13か所の温泉施設で利用できる額面200円の助成券50枚を交付することにより、入浴料を助成いたしました。

実績といたしましては対象者数4,202名のうち、交付者数は1,679名で、交付率は40.0％となっています。

また、助成券の交付枚数、先ほど1,679名に交付したと申しましたが、１人当たり50枚交付してますので、交付枚数が８万3,950枚のうち、利用された枚数は５万9,223枚で、利用率は70.5％となっております。

事業費では、事務費を加えた予算額2,611万8,000円に対し、決算額は1,198万9,600円で、予算の執行率は45.9％となっております。

次に、温泉の効能と本事業の意義等についてお答えいたします。

温泉の一般的な効果としましては、血行促進や腰痛・肩こりの改善などとされております。また、本市には温泉が多数ございまして、温泉は憩いの場、集いの場となっていることから、本事業の意義については、温泉に行くことで本事業の目的である外出・交流の促進につながったものと考えております。

しかしながら、本事業の実施に当たっては、様々な御事情により参加いただけなかった温泉施設が６か所あること。また、自宅に温泉を引いている方であったり、日常的に温泉を利用しない方もいらっしゃることから、交付率が40％にとどまったところであります。このため、高齢者の健康の推進のためには、温泉に限らず、特定健診や健康づくり事業、また介護予防事業など、広く高齢者の外出や交流の促進及び認知症予防に資する事業等により図っていく必要があると考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

最後に、周知方法についてお答えいたします。

本事業の周知方法としましては、令和７年２月に広報紙に掲載したほか、市役所及び総合支所、実施温泉施設13か所にポスターを掲示し、３月から申請受付を開始したところでございます。その後、同年６月には市の公式ＬＩＮＥで、また、７月と12月には広報紙で再度周知したところです。また、令和７年４月には老人クラブ宛てにチラシを送付したほか、同年６月には市内の医療機関、また金融機関、スーパーなどにポスターの掲載を依頼し、広く周知を図ったところでございます。

今後の高齢者施策の周知につきましては、今般、議員から頂きました御意見を参考としながら、事業の対象者の要件等も勘案した上で、個別の通知がよいのか、または広報紙等で広く周知することがよいのかを判断しながら、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　平川市には温泉がいっぱいありまして、その効能も私たちは十分知っております。そしてそれをうまく活用すれば、高齢者の元気には確実につながるんじゃないかっていうのは皆さんも知ってはいるんですけども、なかなか踏み切れな

いっていう話ですね。

私は、一応その対象者で頂いたわけでしてね、実は２月まではもうほとんど余してました。それで、この質問をするからじゃないんですけどもね、聞いてなかったとか、そういう事業があったらもっと教えろよという人もあったもんですから、最後、例の13か所全部回らせてもらいました。古遠部温泉にも行きました。個別名は除きましてね、全部行きましたけど、やはり、みんな利用してるのは分かります。いいですね、やはり温泉入りますと。グランドスラム、全部行きましたので決して自慢するわけじゃないですけども。

そして、出歩きとか、高齢者に対して外へ出る機会を増やすためにも、この温泉事業やるべきじゃないかなと思います。まず病院行くよりも、温泉に行こうというキャッチフレーズでね、ぜひ次の展開をお待ちしますけども、どうでしょう、いかがですか。御検討願えますか。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　佐藤　保議員からのこの事業をまた、継続してやっていただけないかという御質問でございましたが、先ほど健康福祉部長も御答弁したとおりのですね、交付率あるいはその利用実績でございました。

また中には、温泉施設のほうで、様々な事情がございますけれども、この事業にいわゆる協働していただけなかったところもあります。

様々なですね、こうした実績等を勘案しまして、同じような制度設計での温泉の利用促進に関する事業は現在のところ考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　ちょっと今、こういう質問しましたんでここで終わらせるのはちょっともったいないと今感じましてですね。何か出てこないかなと思いますけど。

やはり、高齢者に対してのそういう歩く機会、効能を先ほどずらずらと述べさせていただきました。そういうのがありますんでね、これ、やりますとですね、何ていうか検証するわけじゃないですけれども、やはり、間違いなく医療費削減にはつながるんじゃないかなと感じますんでね。そこら辺のことはいかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　温泉の入浴のみによって健康が増進されるとはなかなか言えないとは思います。もちろんその効果が全くないと否定するわけでもございませんし、温泉、市内各地にございます。

そこに出かけていく高齢者の方ということであれば、そうした出歩くこと、体を動かすことというのは重要でございますので、市としては、今回繰り返しになってしまい大変恐縮でございますが、同じ制度設計において、この高齢者に対する温泉利用の促進する事業は今後も考えておりませんが、健康福祉部長が冒頭のほうで申し上げたように、各種、高齢者のですね、体操ですとか、あるいは集いの場といったところがございますので、そこを積極的に活用していきながら、心身ともに健康になっていただいて、フレイル予防ということもございますので、そうしたことが重要でないかなというふうに認識してございます。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　このまますれ違いになりそうですんでこのあたりで止めますけど、やはりね高齢者が自らの意思で、自分の足で歩くことは本当に大事なことなんでありましてね、これはほかの事業っていうか今の継続した事業としてはできないかもしれませんけども、次の展開で、平川市の温泉施設を有効活用するという意味もあると思いますので、引き続き御検討のほどお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

最後になります。３　第２次平川市ごみ処理基本計画の改定についてお伺いします。市民の日常生活に一番密着しておりますごみ問題についての質問になります。

私は、家内の指示でごみ出しは私がやっておりまして、集積場所にはいつ頃の作製でしょうか、金属でできた立派な古いものでね、もう少し更新すべきかなと思いながら見てるわけでありますけど、最近は、これは熊は大丈夫かなと思いながら見ています。だけど、熊も慣れればこの取っ手は開けれそうかなと心配もあります。

（１）改定の趣旨と変更点についてお伺いします。

令和７年度に第２次平川市ごみ処理基本計画を改定していますが、その趣旨と変更点について改めてお知らせください。

（２）平川市のごみの現状についてお伺いします。

平川市のごみの現状について、各町会で行われた住民説明会に参加して、資料の説明をしてもらいました。当市の人口減少とごみ処理費の変化についてお知らせください。今何か資料を頂いてましたけども。

（３）ごみ処理施策上の危機管理についてお伺いします。このように毎日集積車等が動いている現状で、ごみ処理施策上の危機管理についてお伺いします。

大規模災害の発生時や収集運搬、処理施設等の事故、危険物の取扱いについて、どのようなことを想定しているかお知らせください。

要は、今こう動いてるシステムが止まった場合のことをちょっとお伺いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問のうち、私からはまず、第２次平川市ごみ処理基本計画の改定の趣旨等についてお答えいたします。

この計画は、令和３年度から令和12年度までの10年間を計画期間としており、中間年度に当たる令和７年度に改定を行ったものであります。

今回の改定については、黒石地区清掃施設組合が令和８年４月から弘前地区環境整備事務組合に統合されることが決定していたこともあり、市の今後の基本的な方針を明確にすることを目的として見直したものでございます。変更点については、所属組合、分別区分、収集日の変更やごみ減量・再資源化に向けた目標値の改定、年度ごとの数値の更新などを行っております。

次に、ごみ処理施策上の危機管理についてお答えいたします。

まず、災害が発生した場合は、平川市災害廃棄物処理計画に基づき対応することとなっております。

焼却施設については、弘前地区環境整備事務組合が近隣の組合と相互協定を締結して

おり、災害時の対応が可能となっております。

ごみの収集については、今年度より複数の業者で構成された協同組合に委託しております。仮に１業者がごみの収集ができなくなった場合でも、組合の中の別業者で対応ができ、災害時においても、収集業務が停滞しない体制を整えてございます。

また、ごみ処理施設の事故及び危険物の管理については、モバイルバッテリー等により、ごみ焼却施設での火災も発生していることから、リチウムイオン電池を使用した製品の分別に加え、危険ごみについても分別の周知をさらに徹底してまいります。

当市のごみの現状については、市民生活部長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　私からは、平川市のごみの現状についてお答えをいたします。

家庭ごみの排出量ですが、令和４年度が6,664トン、令和５年度が6,356トン、令和６年度が6,263トンで、処理にかかった費用につきましては、令和４年度が３億4,404万円、令和５年度が３億8,031万円、令和６年度が３億9,735万円でございました。

人口減少により、家庭ごみの排出量は年々減少しておりますが、原油高騰や人件費上昇等の影響もあり、処理費用につきましては年々増える傾向にございます。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　資料を頂きましてありがとうございました。

まず、ごみの排出量は人口減で当然減るということは、確かにそのとおりですね。費用は逆に上がってるのは今の理由だということでしたけども。

単純に質問なんですけども、今、黒石地区清掃施設組合がもうなくなりましたね。それで弘前地区環境整備事務組合１本になったわけですけども、そうなりますとごみの費用っていうのは変更あるもんですか。あると思いますけど、そこら辺は計算してますか。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　ごみの収集費用や負担金等につきましては、今年度から始まってますので、その負担金ですね、弘前だけになった場合の。そちらのほうはまだ出ておりません。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　減るのか増えるのかちょっとね、計算して後でまた教えていただければと思います。

確かに日常のごみは減りましたけども、いま一つ問題になりましたのはね、平川市の集積方法、ごみの分別方法が若干変わりまして、燃やせるごみにプラスチックも入れるようになってますよね。そういうことがあって、実際ごみの量は今年からちょっと増えたと聞いておりました。

それで今のごみ集積所に入り切れなくて、外に置かれてるのがあるんですね。それ、写真も見せられましたけども、そういう箇所が何箇所もあります。

ということで、今申し上げたいのは、先ほどの熊の話もありましたけども、私の町内でもね、私のところには古い金属製のやつですけど、ちょっと見ますと最近購入した木製のものとかありましてね。きちんと袋に入っているものの、ごみ箱の外に置かれたごみ、熊にその味を覚えられると大変なことになりますね。

ぜひ熊対策として、平川市のごみ集積場の全数チェックっていうのはできないもんでしょうか。熊対策として。

そしてもう１つは、年度展開で新たなものを設置することで検討が必要と思います。入り切らないのもありますんでね。そこら辺の実態調査をぜひお願いできるものでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　まず、ごみの集積所に関しましては、市内全域で約900か所ございます。

それと、今の全数チェックというか、ごみの集積所、もっと大きなものとか変える場合におきましては補助事業を実施しておりますので、行政委員の方、行政委員連絡会議のほうでも御説明はしておりますので、そちらを要望していただければと思っております。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　熊対策としてのごみ集積施設はお考えにはなってないですね。一言じゃあ。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　確かに、ごみの集積ボックスはそれぞれ違います。鉄骨であったり、ネットだけのものとか、その地区によって形状等も違っておりますので、必要に応じて御相談いただければと思っております。

特に市のほうで全ての集積ボックスに対して熊対策っていうのは、今のところ考えてはございません。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　熊がこのように市内にも出没するようになってましてね。これ、ほかの例出してあれなんですけど、北海道とかでは完全に熊対策の集積ボックス設置している箇所がありますよね。平川市もそう必要になるのではないかなとちょっと心配しての質問でございましたんで。

あと、そうですね、町会長さんの集まりのね、行政委員の連絡会でも多分いろんなこれからごみの問題、ちょっと変更したことによるクレーム等がいっぱい町会長のほうに集まってましたので、そこら辺でよく聞いて対応してお願いしたいと思います。

ごみ袋の件でちょっと質問したいんですけども、私たち議会ではね、市のほうで１年かけて用意周到にごみ袋対策してるのは見えてました。

しかし、幾ら広報や説明会を実施しても、先ほどの高齢者への周知と同様にですね、聞いてない、知らなかったっていう人が多いんですね。そういう人がね、近隣の市町村のごみの扱い、古いのはいつまでずっと使えるとかね、市で買い取ったとか、そういう話もしてました。やってるそうです。

それでね、私はその都度否定してます。もう１年前からしゃべってるんだから分からないのはおかしいんじゃないのっていう。ちょっと応援してるわけでありますけども。そういう近隣市町等のクレーム等について､例えば市のほうに入ってるもんですか｡我々が直接受けるのはもっと別な意味で、市のほうにはごみ袋に関して問合せがあったかと思いますんで、そういう御紹介いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　確かに切り替わりの時期ですね、４月～５月にかけて、非常に市民課のほうにクレームの電話が多数入っております。

なぜ使えなくなったんだとか、当然残っているごみ袋を買い取ってほしいとか、そういうふうなものもございましたけれども、実際に買取りは一切いたしておりませんし、十分に一応広報等でお知らせはしてましたと。

あと、１月の末のあたりに全世帯対象にごみ袋を無償配布した際に通知もしておりましたので、その辺を御説明いたしまして何とか対応しておりましたけれども、まず、１か月半ほどはずっと、結構クレームが多い状況でした。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　やはり来ましたね、同じ状態がね。みんな、何か会議で集まれば、そういう話は必ず出てまいりました。ようやく、そろそろ収まった感じはしますけども、市の対応としては毎戸に配ったっていうのが結構いいあれで。他市、近隣市町村で毎戸に配った市町村ありますか。ないでしょう。

いや、結構やはりね、１年前からの用意周到なのはちょっと評価したいと思います。また何かありましたら、お知らせしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（石田隆芳議員）　12番、佐藤　保議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後１時まで休憩とします。

午前11時59分　休憩
午後１時00分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第７席、７番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○７番（中畑一二美議員）　ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました、第７席、議席番号７番、市政公明の中畑一二美でございます。

それでは通告に従い、順次質問をさせていただきます。今回は、４項目について質問をさせていただきます。

このたび、新たに就任されました小山内教育長、誠におめでとうございます。平川市の未来を担う子供たちをこれからどのように育んでいくのか、保護者の皆さんも大変関心があると思いますので、代表して質問をさせていただきます。

以前、教育民生常任委員会のメンバーとして、所管事務調査で市内の各小・中学校を訪問させていただいたときは、小山内教育長が小和森小学校の校長をされておりました。また、私がこれまで行政視察等で訪れた、他自治体の状況も交えながら、少し質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１　教育行政について質問いたします。

（１）教育長の教育方針と抱負についてお聞きいたします。

学校現場では、いじめや不登校、ＩＣＴの遅れ、学力格差、教職員の長時間労働など様々な課題があるものと認識しております。目指すべき学校像の実現に向けた取組や、平川市の教育行政をどのように進めていくのかなど、小山内教育長の教育方針と抱負をお聞かせください。

次に、（２）小・中学校の英語教育についてお尋ねいたします。

茨城県守谷市や青森県北津軽郡中泊町では、オンラインによる英語教育を実施し、児童生徒が海外にいる講師から英会話レッスンを受けております。また、東奥義塾中学校では、デジタル学習アプリであるロイロノートを活用した授業を行っているほか、数学等の教科も英語で授業をしております。

このように、平川市の子供たちもグローバルな人材に育てるため、当市でも英語に特化した授業や事業を行うことができないものか、市の見解をお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員）　教育長、答弁願います。

○教育長（小山内敏治）　中畑一二美議員の御質問のうち、私からは教育方針と抱負についてお答えいたします。

教育長就任にあたり、学校現場が直面している課題の多さとその重責に、身の引き締まる思いでございます。

議員御指摘のとおり、いじめや不登校、ＩＣＴのさらなる活用、学力格差への対応、そしてこれらを支える教職員の働き方改革、長時間労働の是正は、いずれも一刻の猶予も許されない重要課題であると強く認識しています。

「あふれる笑顔　くらし輝く　平川市」の実現に向け、このような多様化・複雑化する課題に対応しながら、本市が目指すべき学校像は、子供たち一人一人が主役となり、安心して学び、未来を切り拓く力を育む学校。そして地域に開かれた信頼される学校であります。

これを実現するため、私は次の３つの柱を教育方針として掲げ、教育行政を推進してまいります。

第１に、誰一人取り残さない包摂的な教育の推進です。個性の違いを尊重し受け入れていく心情や態度を醸成する教育を推し進めるとともに、議員から御指摘のあった不登校やいじめ､学力格差に対しては､個別最適な学びと心のケアの双方からアプローチし、学習支援員、特別教育支援員等の活用も含め、全ての子供が安全・安心に過ごせる居場所づくり、環境づくりを進めます。

第２に､ＩＣＴの真の活用による教育の質の向上です｡ハード面の整備から一歩進め、主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングのツールとして、また個々の習熟度に応じた学力向上の手段として、ＩＣＴを効果的に日常化させ、これにより、これからの社会で求められる資質・能力の育成に努めます。

第３に、教職員が心身ともに健康で、子供と向き合える環境の整備です。学校の課題解決には、現場を支える教職員の元気が不可欠です。業務の精選やＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの推進により長時間労働を是正し、教職員が情熱とゆとりを持って子供たちと向き合える環境を確立します。

教育は、本市の未来をつくる基盤そのものです。私は、教育委員会が一丸となり、学

校、家庭、そして地域の皆様と緊密に連携しながら、現場の声に真摯に耳を傾ける現場主義を徹底してまいります。

ここで、一編の詩を御紹介いたします。アサガオの種からはアサガオの花が咲き、ヒマワリの種からはヒマワリの花が咲く。世界に一人のこの子には、この子が持ってる種があり、この子が咲かせる花がある。大切なことはただ一つ。私の好きな花じゃなく、この子の花を咲かすこと。私は土や雨となり、暖かく包む光となって、伸びゆく子らに寄り添いたい。素直に真っ直ぐ育つように。

これは、校長時代に勤務校の先生方に示していた私の教育理念を示したものです。この思いは、教育長となった今も変わりません。

私は、学校の主役である子供たちのため、それを支える保護者、地域、そして先生方のため、諸課題に果敢に挑戦し、本市の教育のさらなる発展に全力を尽くす所存です。

議員各位、並びに市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

小・中学校の英語教育に関しましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　私からは、小・中学校の英語教育についてお答えいたします。

子供たちの国際性を育み、グローバルな人材を育成するためには、異なる文化を持つ人々とのコミュニケーションを通して、互いを理解し受け入れる柔軟性を身につけることが必要であり、そのためには外国語教育、いわゆる英語教育が重要であると考えております。

文部科学省が定める学習指導要領では、外国語による児童生徒の聞く、話す、読む、書く力を総合的に育むことが重視されており、市内小・中学校においては、学習指導要領に沿って授業がなされているところです。

このことに加え、現在、当市では子供たちの英語教育を充実させるため、４つの事業を行っております。

まず１つ目として、２名の外国語指導助手、いわゆるＡＬＴを活用しております。ＡＬＴは市内小・中学校を訪問し、英語専科教員や英語担当教員の授業を補助するほか、児童生徒の学んだ英語が通じたことによる達成感を味わわせ、英語によるコミュニケーション能力の育成を支援しております。

２つ目は、小学校の英語教育充実のため、専門スタッフとして外国語教育支援員を２名採用しております。外国語教育支援員は、英語専科教員の授業を補助するほか、優れた教材の提供や対話の場の設定など児童が楽しみながら英語を学べる環境づくりを支援しております。

３つ目は、子供たちの英語への興味、関心を高め、英語によるコミュニケーション能力を向上させるための事業として、令和２年度からイングリッシュキャンプを実施しております。イングリッシュキャンプは、児童生徒が英語を勉強するのではなく、実際に使いながら活動するオールイングリッシュ体験プログラムであり、昨年度は17名が参加しました。

また、昨年度は海外の学生とオンラインでつながり、互いの共通点探しや身の回りに関するクイズを出し合うなどして交流いたしました。参加者からオンライン交流が好評

であったことから、８月５日に開催予定の今年度のイングリッシュキャンプにおいても実施する予定としています。

最後に、児童生徒の英語力向上に資するため、令和２年度から英語検定料の一部補助を行っております。児童生徒１人につき、１年度２回まで受験料を補助するため、保護者の経済的負担の軽減にもつながっているところです。

議員御質問の英語に特化した授業や新たな事業につきましては、現在のところ計画はございませんが、ただいま申し上げました４つの事業の一層の充実に努め、児童生徒の英語力向上とグローバルな人材育成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　教育方針と抱負ですね。あとは英語教育に関する答弁をいただきました。

教育長の思いは、思いとして尊重して、応援をしていきたいなというふうに思っております。やはり一人一人の子供を主役としてね、やっぱり誰一人取り残さない、そういう教育をしていくのがやっぱり必要なのかなというふうに思います。

あと、２つ目としてのＩＣＴ教育ですね、非常にあちこちでやられておりますけれども。今日、朝にもね、ありましたけれども、ＩＣＴ教育にかかわらずですね、ＡＩのよさ悪さ、まずこれも含めてね、指導していただければなというふうに思います。

それから、やはり３番目の教職員の心身の環境整備、これやっぱり先生が健康でないと十分な指導ができないということもありますので、何とかよろしくお願いしたいと思います。

今、いろいろありましたけれども、私これまでね、前回の一般質問でもお話をさせていただきましたけれども、令和５年１月にですね茨城県の守谷市を訪問させていただきました。そのときの参考になるかどうか分かりませんけれども、ちょっと事例をですね、紹介させていただきます。

まず、この守谷市なんですけども、都心から40キロメートル圏内にあるベッドタウンであります。平成17年に首都圏とつくば市をつなぐ、つくばエクスプレスが開業したことで毎年人口が増加して、現在は人口約７万人の市です。我々行ったときよりも増えております。

教育環境が非常に充実しておりまして、子育て世帯も安心して暮らせる環境が整っているために、15歳未満の子供の人口割合、これ県内で１位と、茨城県内でですね１位と。

またＩＣＴの整備状況と、教員のＩＣＴ活用力等を評価するランキングでも、県内１位ということで、非常に質の高い教育環境が保障されているということで、転入者が非常に増えている要因となっております。

この子育て支援に力を入れているっていう点ではですね、当市と非常によく似た感じではありましたけれども、教育に対する考え方ですね、これが独特なものがありましてですね、守谷市のこの教育改革はですね、文部科学省から好事例として注目をされ、当時の文部科学大臣も視察に訪れて、日本一と言われるほどすばらしい教育改革をされているということでありました。

この守谷市の教育改革、大きく分けて３つポイントあるんですけども、まず１つはですね、働き方改革の基本的な考え方にあります。どういうことかといいますと、学習指

導要領が改訂されてですね、小学校３年生以上の子供たちが、今、４、５、６年生が毎日６時間授業になっているということで帰宅時間が遅くなったり、安全・安心を確保する必要があったことから、この学年ごとにですね、週３日以上、この６時間授業を５時間授業になるようにカリキュラムを変更したことにあります。

２つ目として小学校の教科担任制による授業の充実にあります。これは市の予算でですね、理科や図工、音楽の専科教員を配置して、担任の空き時間をつくるということで、学びの充実と働き方改革の両面で大きな成果を上げたということであります。

３つ目として、未来を育むためにＩＣＴのさらなる環境整備で学習活動や学校生活の一層の充実を図ったということであります。

今、全国どこでもこのＧＩＧＡスクールによって、１人１台のタブレットによる授業改善や、オンライン学習が行われておりますけれども、もうそれ以前にですね、そういう環境整備をしておったということであります。

そしてもう１点大事なのはですね、部活動改革であります。過度な練習は、生徒のけがや、バーンアウトを誘発するということで４つの見解を述べておりました。

まず１つがスポーツへの参加時間が長ければ長いほど、けがや障害になる確率が高くなると。

２つ目として長くやればやるほど、うまくなるという考えが教員や生徒、保護者にありますけれども、それはスポーツ科学の知見からは否定されてると。けがにつながるということです。

３つ目として、ハードな練習ではどうしてもね、参加しづらい生徒や途中でやめる生徒もいると。そういう子供たちにもスポーツに親しめる機会をつくる必要があるということ。

４つ目として、やはり顧問の教職員の負担の問題で、部活動以外の時間も大事だよねという、そういう話は教師にも当てはまるということで、いろいろこちらのほうも改革をしております。

今現在はですね、当市も部活動の地域移行が進んでおりますので、そういう心配はないかもしれませんけれども、守谷市ではですね、中学校においても週３日以上、月水金を５時間授業にしてですね、この５時間授業の日に部活を１時間行うということで生徒たち、５時前には全員帰れるということで、５時過ぎには、先生たちが自由に時間使えるということでありました。

そして、この練習の効果の最大化を図るためにですね、週３日の、さっきの月水金の５時間授業の日にまず部活動やって、積極的に休業日を設定したそうです。休む日をちゃんと設定して、毎週木曜日、それから隔週月曜日、それから土日、両方じゃなくてどっちかを休みにしたということであります。

そういうことで、児童生徒が安心して部活動も行って、下校時刻も４時50分には皆帰るということでやったそうです。

このようにですね、カリキュラムを変更しても、この部活動の大会結果はこれまでと何ら変わりがなかったと。限られた時間の中で集中して、練習に取り組むことで、めり張りの効いた生活を送れることにつながったということでありました。

こういった形で守谷市はですね、この当時の教育長が教育活動全体のですね、意識と

形を変えるということを、取組を通してですね、考え方を変えることで形が変わる、あるいは形を変えることによって考え方を変えるということを実践したということでありました。

各自治体で状況､当然違いますので､同じようにできるかどうか分かりませんけども、説明をされた担当者はですね、どんどん真似をしてくださいと。もし合わないところがあれば、その合わないところカスタマイズしていけばいいんじゃないかということをおっしゃっておりました。成功したところのまねをすればですね、必ず成功するはずだということも熱く語っていたことが非常に印象に残っております。参考になるかどうか分かりませんけれども。

あと（２）のですね小・中学校の英語教育についてでありますけれども、先ほど事務局長おっしゃったように当市でも２名のＡＬＴ、それから外国語教育支援員ですね、これ今年度からでしたっけ、２名。前からですか、失礼しました。

あと３番目のイングリッシュキャンプ、去年17名参加されたということでしたけれども、このイングリッシュキャンプ、夏休みだからやったということだと思いますけれども、これ回数増やすとか、そういうふうにすればもっと、こういうオンライン英会話ではないですけれども、それに少しは近づくのかなという感じはしますので、御検討いただければなというふうに思います。

あと４つ目の令和２年から英検の検定料ですね、補助していただいております。東奥義塾のね、前にも言いましたけれども、先生からは非常に助かっているという話もいただいております。

本年１月ですね、北津軽郡中泊町にメタバースを活用した英語教育について研修視察してまいりましたので、ここも若干紹介させていただきたいと思います。

中泊町では人口減少進む中にあって、世界で活躍できる人材の育成と郷土に誇りを持てる教育の実現を目指して、中泊町教育イノベーションプロジェクトというものを立ち上げ、教育委員会が事業を推進しております。これはメタバースを活用したオンライン英語教育であります。

日本の英語教育の課題はですね、読む、書くことがメインであります。聞く、話すことが苦手である割合が高いということです。中泊町が目指してるのは聞く、話す、伝える能力を育成して、相手に対しても物おじしない、自らの考えを発表できること、そして意思疎通ができる能力を育成することを目標としております。

また、海外への留学というのはどうしても費用がかかりますし、経済的格差でお金がある人は行けますけど、お金の無い方は行けないという格差があることから、オンライン学習によって、メタバース空間での海外留学を全校生徒が享受できるということであります。

そのため、令和７年度からですね、昨年から町内全小学校３年生～中学校３年生を対象として、年間で1,015時間授業時数ありますけれども、その中の総合的な学習の時間というところもありますよね、だいたい70時間ぐらいですかね、その中の35時間をグローバル科という、それ専用の教科に変更したということであります。

授業内容はですね、フィリピンの外国人講師１名に対して児童生徒２名、オンライン英会話のレッスンを行って、フィリピンのセント・ラ・サール大学の附属小・中学生と

交流しながら、生きた英語を学んでるということであります。

先ほど紹介した守谷市でもですね、ＤＭＭ．ｃｏｍと提携をしてオンライン英会話を行っておりました。当然費用発生しますので中泊町でいくと１人６万7,000円、約2,000万円予算計上してやっているということでありました。

前回もですね、一般質問で少しお話しさせていただいたんですけども、青森県内は現在ですね、県の支援のおかげでですね、給食費の無償化や保育料の無料化、医療費の18歳までの無償化など、これまで平川市の子育て支援はですね、県内でもトップクラスと言われておったわけですけれども、これからはですね、そういうほかの市も同じような状況になってまいりますので、この子育て世帯の転入を増やすためには、今紹介したような特色のある教育を取り入れることによって、差別化を図っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

ちなみにですね、中泊町では令和11年度、あと３年後に中里地域の全ての小・中学校が、１年生から９年生までの義務教育学校にするということを予定しております。また弘前市のですね、常盤野小中学校でありますけれども、ここは岩木山の麓にあるんですけど、小規模特認校として自然を生かした特色のある事業をやっておりまして、地区外からもですね、受入れをしているというそういう状況であります。

そういうことで、いろいろお話しましたけれども、再質問ちょっとさせていただきますけども。教育委員会の管轄がですね、学校教育、それから社会教育、生涯教育、それから文化、スポーツの振興と多岐にわたっております。また今、金融教育もたしか指導要領に含まれていると思いますけれども、こういったこともですね、ちょっとほかの学校教育以外のところに関してどうお考えになっているのか、簡単で結構でございますのでよろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　今、社会教育等についてもというお話でしたが、教育長に就任してから１か月過ぎました。学校のほうはまだ訪問できてないんですが、いろんな会議に出ることがあります。

社会教育の中では、文化、スポーツ、その他青少年育成とか、文化財保護もですね、いろんな会議に出させていただきました。その会議の中で感じたことが、やっぱり平川市のためにこういうことをしていこう、予算取りながら、こういうことをしていこうということ、確かにやっているんですが、中には前年度の事業をそのまま予算つけたから今年度もという、何となくそういうふうに見える部分もございました。

そこについては、いろいろお話させていただいてこういう改革ができるんじゃないかという。やっぱり社会教育であれば社会教育なりの目当てがあって、目標があって、予算を組んでるわけなので、その予算がしっかりとこの平川市のために使われ、それから、子供たち、保護者、市民のために使われる。それが、成果が上がってるものなのかどうかの評価も必要ですし、その改善も必要になっていく。そういう視点でもう一度、今までのものを見てほしいというお話もさせていただいたりしております。

先ほど現場主義というお話させていただきましたが、いろんな会議に出させていただいて、懇親会も最後まで残るようにして、そこに参加する方々のお話を聞くようにしております。これからもそういう姿勢で臨んでいきますので、いろんなお話がありますが、

私のほうにも届けていただければと思いますので、これからもよろしくお願いします。
○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。
○７番（中畑一二美議員）　はい、いろいろお聞きいたしました。これからっていうところもあると思いますので、非常にやっぱりいいところは残しながら、あまり成果が上がってないところは改革していくと、そういう検証もやっぱり必要ではないかなと思いますので。これからのね、教育長のリーダーシップを発揮していただいて、平川市の子供含めて、社会教育も含めてですね、よろしくお願いしたいと思います。
それでは次に移りたいと思います。２　熱中症対策についてであります。
近年、熱中症のリスクが高まっている中、特に外出中の市民や高齢者１人世帯で、クーラーがついていない家庭では、熱中症のリスクが非常に高まることが予想されております。
こうした状況を踏まえて、当市の涼み処について、市民が利用しやすいよう、対象施設への表示等の環境整備が必要であると考えますが、当市の涼み処の整備状況と、市民への周知方法についてお知らせください。また涼み処について、スーパーマーケット等の民間事業者との提携による対象施設の拡充予定があるのか、市の見解をお知らせください。
次に（２）小・中学校の熱中症対策についてお聞きいたします。
令和６年６月議会においても質問したところでありますが､近年の猛暑を考えますと、熱中症予防対策として水分補給が重要であり、マイボトルへ給水可能な冷水機の設置が有効であると考えます。
近年は夏休み前から気温が高い日が続いており、児童生徒がマイボトルを持参していても、短時間で飲み切ってしまう状況も想定されることから、熱中症リスクの軽減に向け、学校施設への冷水機の設置を検討すべきと考えます。また、冷水機の設置はペットボトルの削減など環境保全にもつながるものと考えます。
そこで、市内小・中学校への冷水機設置について、市の見解をお伺いいたします。
○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。
○市長（工藤貴弘）　中畑一二美議員の御質問のうち涼み処の整備については、総務部長より、小・中学校の熱中症対策については、教育長より答弁させます。
○議長（石田隆芳議員）　総務部長。
○総務部長（對馬一俊）　私からは、涼み処の整備についてお答えをいたします。
議員御指摘のとおり近年の気候変動に伴う気温上昇により熱中症のリスクは高まっており、特に高齢者等に対しては、気候変動適応法により十分な対策が求められているところでございます。
当市では、令和４年度より各町会の御協力により、地区集会施設計51施設を熱中症警戒アラートが発表された際の、暑さしのぎや休憩のために利用可能な涼み処として地域住民に開放しております。
また、令和６年度からは、過去に例のない危険な暑さが予測された際に発表される熱中症特別警戒アラートの運用開始に伴い、熱中症特別警戒アラートが発表された際の避難施設として、平川市役所、碇ヶ関総合支所、文化センター、ひらかわドリームアリーナ、平川市尾上農村環境改善センターさるか荘のほか、新たに開館した図書交流施設で

あります「よみまる」の計６施設を指定し、熱中症特別警戒アラートの発表されていない段階においても涼み処として活用いただいております。

また、令和７年度からは、青森県と日本郵便株式会社との包括連携協定に基づき、市内郵便局５施設が、指定された期間、時間内において涼み処として開放しているところでございます。

次に、市民への周知内容とその方法でございますが、利用可能な施設や利用方法、開館時間等の情報については、市の広報紙やホームページ、公式ＬＩＮＥ、町会などを通じてお知らせしております。あと表示に関する御質問もございましたが公共施設等、対応可能なところについては表示もまた考えてまいりたいというふうに考えております。

最後に御提案のありました民間事業者との提携による対象施設の拡充につきましては、他自治体の事例などを参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　私からは、小学校の熱中症対策についてお答えします。

近年、夏季の気温上昇は著しく、登下校時や屋外活動時を含め、児童生徒の熱中症対策は喫緊の課題であると認識しております。

文部科学省の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きにおいては、暑さ指数ＷＢＧＴによる活動判断、水分補給の徹底、体調不良の早期発見と迅速な対応体制の構築などが重要であるとされているところです。

こうした内容を踏まえますと、議員御提案の冷水機の設置につきましても、冷たい水を補給できる機会を確保する点において、熱中症予防に資する方策の１つであると考えますが、現状として学校には水分補給ができる環境が整っておりますので、設置については考えておりません。

今後も学校から意見を伺いながら、児童生徒の熱中症予防に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　まず（１）の涼み処の整備についてなんですけども、５月27日にですね、市の公式ＬＩＮＥで私のほうにも届いております。ただし、利用は各施設の開庁時間のみとなると。また、各地区の集会施設を開放する場合もありますので、お住まいの町会にお問い合わせくださいと。そして、涼み処として６月１日から９月30日まで、熱中症対策の一環として市内郵便局を開放していますと。ただし、利用可能時間は９時から17時までと。土日祝日は除くとありました。

郵便局、開放されているということなんですけども、郵便局、金融機関でもありますので、用もないのにっていえば変ですけれども、ずっと居れないのかなと。不審者と思われても、あれなので。涼み処自体はちょっと涼みに寄る、短時間のことを想定されてると思いますけれども、ちょっとね、長めに休みたいという方はやっぱり公共施設に行かないといけないということだと思います。

ただし、近くにあればいいんですけども、近くになければ簡単に行けないというところもありますよね。その辺、いずれにしても、公式ＬＩＮＥを見れない市民の方に、周知徹底と対象施設の拡充をよろしくお願いしたいと思います。

次に、（２）の小・中学校の熱中症対策についてお聞きしたいんですけれども。

子供たちがね、普通に水飲み場で飲んでいるということなんですけれども、その水は普通の水道水っていうことでよろしいですか。はい、であればですね、今マイボトル持ってきてますよね。マイボトルを持ってきて飲み終わった後、どうされてるのかちょっとお知らせいただけますか。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　実はマイボトル持ってくるようになったのは、最初はインフルエンザの予防のために、お茶うがいとか、水うがいとかするために持っていってたんです。

ところが、コロナウイルス感染症の２年ぐらい前から、急に暑くなって４月から30度を超える日が続いて、運動会の練習のときにじゃあどうするかとしたときに、このマイボトルを利用しようということで、そのときからもうマイボトルを持ってくるようになった。

それが今度はコロナ禍になって、１日中マイボトルを使うようになったんです。そういう環境も含めて、一応そういう水分補給の環境が整ってるって言ったのはそういうことなんですが、子供たちは大量に氷を入れてきます。飲み終わった後、水道水をその氷入ったマイボトルに入れて利用しているので、大体放課後、帰るときになると、それが氷が溶けてしまってるような状態という形で、今のところはそれで間に合ってるかなという状況です。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　氷大量に入れてきてるので下校まではもつという考えですね。分かりました。私、冷たい水じゃなくて、生ぬるい水を飲んでて大丈夫なのかなっていう、ちょっと思いはありましたので。

なぜかというとですね、医学的にこの直腸温度を５度から15度に下げないと、熱中症対策にならないというのがありますので、そこでね、その冷たい水が必要だということで質問させていただいたんですけども。

あと小学生、特に低学年の子供たちがですね体に比較して、大きめのボトル持ってきてますよね。これですね、ちょっと事例がありましてですね、下校途中にふざけて遊んだりして転んで骨折したとか、けがをしたっていう事例もありますので、その辺はね、気をつけていただきたいなというふうに思います。

何するにもお金かかるわけですけれども、優先順位ですね、いろいろつけていただいて、必要なところにはですね、しっかりと予算つけていただきたいなというふうに思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。３　省エネ家電の購入支援についてお聞きいたします。

（１）省エネ家電購入支援事業補助金についてお伺いいたします。青森市では国の重点支援地方交付金活用事業として省エネ家電購入支援の補助を実施しておりまして、エアコン、電気冷蔵庫、給湯器の買換えに対し、上限３万円の補助を行っております。

特にエアコンに関してはですね、2027年問題として経済産業省による省エネ基準が2027年から大きく引き上げられ、これによって省エネ基準100％未満のエアコンが2027年４月

以降に製造販売ができなくなるという問題であります。

現在の格安モデルが市場から消え、価格が二、三万円値上がりするという見込みとなっております。当市では、先ほど午前中にもありましたが、国の重点支援地方交付金は既に水道基本料の１年間の減免、子育て世帯への給付金でなくなってしまいましたが、近年の地球温暖化で熱中症リスクが高まっておりますので、当市でも省エネ家電の購入支援補助実施する考えがないかお伺いをいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問の省エネ家電の購入支援補助については、市民生活部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　私から、省エネ家電の購入支援補助についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、省エネ家電は熱中症対策や電気料の節約の一つとして有効であり、他自治体においては、主に地球温暖化対策の一環として事業を実施しております。

当市におきましては、熱中症対策として涼み処の整備も進んでおり、現時点では省エネ家電購入への補助事業を実施することは考えておりませんので、御理解のほうよろしくお願いたしましす。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　難しいという予想はしておりましたので。それでは再質問いたしますけれども、どうしても熱中症で亡くなる方、高齢者が非常に多いということでありますので、高齢者や住民税非課税世帯、独り親世帯などの生活弱者だけでも補助できないものか、できないと思いますけれども見解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　議員御指摘のとおり、生活に困っている方々への熱中症対策は本当に重要であると認識はしておりますが、繰り返しの答弁にはなりますけれども、やはり熱中症対策としては、涼み処の整備も進んでおりますので、この省エネ家電購入への補助事業を実施することは現時点では考えておりません。御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　分かりました。この質問はこれで終わります。

それでは最後の質問に移ります。４　防災ＤＸについてであります。（１）災害時の情報提供アプリについてお伺いいたします。

現在、市公式ＬＩＮＥや防災情報メールを通じて、熊の出没情報や気象警報などの防災情報が配信されております。しかし、火災に関する情報については、他自治体では配信されておりますが、当市では配信されておりません。

今年度、市では新たに防災アプリを導入予定と伺っておりますが、導入に至った背景やアプリの特徴についてお知らせください。

また、こうした防災アプリとの連携など、火災情報の配信についても検討すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　災害時の情報提供アプリの御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、市では防災行政無線放送のほか、情報伝達手段の多重化を図るため、市公式ＬＩＮＥや防災情報メールにより、各種気象警報に係る注意喚起や熊の出没情報など、市民の安全・安心に関わる防災情報を配信しております。

一方で、現在のＬＩＮＥや防災情報メールによる配信の場合、防災情報以外の情報と混同してしまうことで、必要な情報が確認しづらいといったケースも見受けられ、より確実な情報の伝達方法の確立が課題となっておりました。

こうした課題を踏まえ市では今年度、防災アプリの導入を進めているところです。このアプリの特徴についてでありますが、防災行政無線を放送した際に、各自のスマートフォンに防災行政無線の音声放送が自動的にリアルタイムで再生されるほか、聞き逃した場合には事後に音声放送を確認することができる点が挙げられます。

また、防災情報に特化したアプリであるため、防災情報をより確実に確認することが可能となります。

次に、火災情報の配信についてでありますが、議員御指摘のとおり、他自治体では既に配信している事例があり、当市においても検討したところ、導入予定の防災アプリとの連携が可能であることが確認できましたので、火災情報についても配信してまいります。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　特別にそれ専用のアプリになるということでありますけど、予定としてはいつぐらいになる予定かお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬一俊）　アプリの運用時期についてでございますけれども、現在、今発注を進めてまして、今の防災行政無線との関連づけがございまして、その作業でだいたい６か月以上かかるというところでございます。

そういった作業を踏まえまして、来年の２月にですね、完成予定ということでございまして、１か月ほどの周知期間、あるいは練習期間を設けまして、来年の４月本格運用という予定でございます。

○議長（石田隆芳議員）　中畑一二美議員。

○７番（中畑一二美議員）　私もね、今まで消防車のサイレンが鳴ると、どこが火事なのかということで、災害情報テレホンガイドにいつも電話をして確認をしておりました。

先日、ちょっとほかの議員と一緒にいたところ、消防車鳴って通ったので、私すぐ災害情報テレホンガイドに電話して確認してたら、ほかの議員がもうアプリに入ってきてて、すぐどこが火事だってすぐ分かってましたので、当市でもできないものかということで今回質問させていただいたわけであります。

そういうことでね、これからも市のほうでもね、ほかの市と情報交換しながらですね、そういった、ほかでやってて、うちでやってないというのがないようにですね、遅れをとらないように、よろしくお願いしたいと思います。

これから暑い時期になりますので、くれぐれも熱中症に気をつけてお過ごしください。私の一般質問はこれにて終了いたします。

○議長（石田隆芳議員）　７番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

午後２時05分まで休憩とします。

午後１時51分　休憩
午後２時05分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第８席、８番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田昭弘議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○８番（石田昭弘議員）　第８席、８番、ひらかわ市民クラブの石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

さて、近年、熊の異常出没が増え、農作物被害に加え人身被害も増えています。環境省のまとめによると、2025年度のツキノワグマの出没件数が６月２日の速報値で、全国で５万801件となり、2024年度の２万513件から約2.5倍に急増。記録が残る2009年度以降の最多を記録しました。

平川市においても、令和８年度の有害鳥獣対策についての参考資料によると、2025年度の出没状況は106件、2024年度の26件から４倍に増えています。

本年度に入り、４月１日から５月末までの出没状況は13件。2024年と2025年度の４件から３倍と、異常出没の状況となっています。出没範囲も中山間地域から市街地まで広がり、５月９日土曜日には、当市の尾崎稲元地区で、今年県内２例目となる緊急銃猟が行われました。

この緊急銃猟については、５月12日の議案説明会において、平川市クマ類等市街地出没対応マニュアルに基づいて対応し、銃猟が可能な４条件が満たされたことから、緊急銃猟による駆除が行われたと報告をいただきました。

当市では、昨年９月に県内でいち早く、クマ類等市街地出没対応マニュアルを策定したことが、功を奏した形となったわけです。

そこで、１　国が発出しているクマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について、（１）学校におけるクマ類の出没対応マニュアルについて質問します。

緊急銃猟が行われたツキノワグマの目撃情報が平賀東小学校付近でした。また、５月21日木曜日には、竹館小学校の裏側すぐそばにあるりんご畑で熊２頭が目撃されました。令和８年度の有害鳥獣対策についての、令和８年度春の熊対策についてによると、碇ヶ関小中学校に近い碇ヶ関永野地区、旧碇ヶ関小学校付近で、昨年、複数回熊が目撃され、今年２月10日にも目撃情報が寄せられています。学校付近で熊が出没していることから、学校及び登下校の安全確保について、対策、対応が早急に求められるところであります。

文部科学省は、全国に熊の被害が発生していることを踏まえ、令和７年10月30日に児童生徒の安全を確保するための留意点等を示した、クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保についてを全国の教育委員会に通知しました。

この通知では、環境省が作成した「クマ類の出没対応マニュアル　―改訂版―」や、地方公共団体における取組を参考に、日頃から熊の出没情報に留意するとともに、必要

に応じて通学路の点検や変更、熊出没時の安全対策や連絡体制など、各地域に応じた対応を検討すること。また、危機管理マニュアルへの記載や、学校生活及び登下校時、日常生活における注意喚起が求められています。

この通知を受けて、教育委員会としてどのような対応を行ったのか伺います。また、教育委員会でクマ出没対応マニュアルの作成をしたのか。さらには、各学校が災害や事故発生時の教職員の対応をまとめた危機管理マニュアルに、熊出没時の対応を記載したのかについても併せて伺います。

次に、（２）安全教育と訓練について。

教職員及び児童生徒が熊に関する正確な知識を持ち、緊急時に適切に対応できるよう、身を守るための行動を身につけることが重要であると考えます。クマ出没対応マニュアルに基づき、各学校において安全教育や訓練など、実施する予定はあるのか伺います。

（３）学校内及び周辺の環境整備について。

環境省のマニュアルによると、熊類が人の生活圏に出没する要因は、人的な要因と熊類の行動特性など複合的に関係しているとされ、人的な要因である誘引物や環境対策を実施することで、出没を抑制できるとされています。

誘引物とは御存じのとおり、餌となる食べ物。環境とは熊が身を隠しながら行動するやぶや雑草、雑木林などです。

そこで、学校内及び周辺の環境整備は適切に行われているのか伺います。以上３点お願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育長、答弁願います。

○教育長（小山内敏治）　はじめに、石田昭弘議員御質問の文部科学省からの通知を踏まえた教育委員会の対応についてお答えいたします。

文部科学省からの、令和７年10月30日付クマ出没に対する学校及び登下校の安全確保についてでは、全国的に市街地や集落など、人の生活圏での熊に関する被害発生を踏まえ、必要に応じた通学路の点検や変更、熊出没時の安全対策や連絡体制など地域の実情に応じた対策の検討と、各校が作成する危機管理マニュアルへの記載、登下校時や日常生活における注意喚起となっております。

この通知を受け、教育委員会では各校に対し、速やかに通知内容の共有を行い、熊の出没時における連絡体制の再確認と、各校がとるべき対応についての注意喚起を行いました。

次に、教育委員会においてクマ出没対応マニュアルを作成したかという御質問についてですが、教育委員会では作成しておりません。

最後に、各校における危機管理マニュアルへの記載についてですが、通知を受けて12校中10校が、危機管理マニュアル等に熊出没時の対応について記載しており、未記載の２校につきましても、令和８年度中に記載する見込みとなっております。

次に、各校での安全教育や訓練実施の予定についてお答えいたします。

各校の危機管理マニュアルや文部科学省の通知に基づく安全教育や訓練実施については、５月末現在で全12校中、実施済みが５校、今後実施する予定が２校、検討中が５校となっております。

教育委員会といたしましては、検討中の５校に対して訓練を実施するよう呼びかけて

まいりたいと考えております。

最後に、学校敷地内及び周辺の環境整備の状況についてでございますが、議員御指摘のとおり、各校の敷地内や周辺の環境を適切に維持することは、熊出没のリスクを抑えることにつながり、児童生徒の安全確保の観点から重要であると認識しております。

各校においては、グラウンドを含む敷地内の草刈りや樹木の剪定により、見通しを確保することや危険な動物等が身を隠しにくい環境づくりに努めているとともに、誘引物が放置されないよう適切に管理しております。学校周辺については、市民に対し、誘引物が適正に管理されるよう、市ホームページや広報を通じて啓発しております。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　それでは再質問いたしますので、お願いいたします。

今、教育長から御答弁いただきましたけれども、まず１点目としましてはですねマニュアルに関してなんですけども、これを教育委員会としては、していないということですよね。なぜなのか、この理由についてお知らせ願いたいと思います。これがまず１点お願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　クマ出没対応マニュアルを作成していない理由についてお答えいたします。

文部科学省からの通知では、環境省が作成したクマ類の出没対応マニュアルや、地方公共団体の取組事例を参考に、必要に応じた通学路の点検、変更等の対策の検討を促す内容となっており、教育委員会独自のマニュアル作成を義務づけるものではありませんでした。

教育委員会といたしましては、熊出没時における関係部署との連絡体制が整っている状況から、独自のマニュアルは作成しておりませんが、各校の危機管理マニュアルに必要事項を盛り込み、そのマニュアルに沿った迅速な対応を促すこととしております。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　あくまでもこれは促すということであるので、そこまではしなかったということで理解しましたけれども、しかしながらですね、実際平川市においては、熊が学校近くに出没しておりますし、先ほど言いましたとおり、中山間、山のほうから下ってきて、市街地まで今、来てる状況です。

そういうことを考えますとですね、きちんと教育委員会のほうでもつくった上でもって、各学校のつくってるマニュアルと照らし合わせて、足りないとことか加えるところとか、そういうことも練り込んでいく必要があるのではないかと私は考えます。

先ほどの答弁では、12校中10校はつくっていて、８校は令和８年度中でありますけど、これ遅いんじゃないでしょうか。もっと促して早くつくって対策、対応していかないと、もし何かあったときには大変なことになると思います。この点お願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　昨今の熊の出没状況を考えますと、全ての学校で整備することが適切であると考えますので、早急につくっていただけるように促してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　それを作成するに当たって、雛形といいますかね、型っていうふうなものがあると思うんですけども。これじゃ、そこの学校独自に入手して、まず、自治体等、それから、こちらにあるような環境省のマニュアル等を参考にしながらつくるということなんでしょうか。

もう既にできてる学校もあると思いますので、そこら辺を集めた上でもって早急につくっていただくように。またそれも、教育委員会のほうでも全部その資料集めてですね、さっき言ったように、もっと練り込んで、もっと対応ができるような形を取れるんであればですね、教育委員会としても一つ、つくっておく必要があると思いますけど、もう一度お願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　国の指導では義務づけるということではございませんでしたので、近隣市町村の作成状況等を調査して、必要なものであれば作成、ちょっとその辺のあたりは研究してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　ぜひその方向でお願いしたいと思います。

そしてまた訓練に関してなんですけども、12校中５校が訓練を行ったということでした。また今年、２校ですか。これから行って検討中が５校ということでしたけれども、これも早めに行う必要があると思います。

実際、どこの学校がどういう形で行ったのか分かりませんけれども、この点に関しましても、どうですかね、早めに行うように教育委員会としても、そこら辺を指導する必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　先ほどのマニュアルと同様の考えでございまして、昨今の熊の出没状況を考えますと、早めに訓練していただく必要があると思います。促してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　ぜひその点よろしくお願いしたいと思います。

とにかく、何度も言いますけども、これは命に関わる案件でございますので、早め早めの対応をして、子供たちの命を守る、そういうことを、教育委員会としても、我々全員がですね、見守っていかないといけないと思いますので、その点は肝に銘じて、早急に対応していただくようにお願いしたいと思います。

そこでもって、さらにまた質問させていただきたいと思います。この訓練に関してなんですけども、内容について少し、お聞きしたいと思います。

この訓練、様々あると思いますけども、主に内容としましてはですね、学校近くで出た場合、それから校内に侵入した場合、登下校の通学路で出没した場合、また、休日や放課後と学校以外で出没した場合、このようなことが考えられます。これらを踏まえた上での訓練だったのかどうか、その点確認したいと思いますので、お願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　まず各場面を想定した避難訓練の実施についてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました安全教育や訓練を実施済みの５校につきましては、校庭に出没した場合を想定した訓練を行った学校が４校、校庭及び通学路に出没した場合を想定した訓練を行った学校が１校となっており、今後、実施予定の２校につきましては、登下校中や校地内、通学路、住宅地周辺での出没を想定した訓練を予定しております。

今後も未実施の学校も含め、各校に安全教育や訓練の定期的な実施について促してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　ぜひですね、この点も様々なパターンがありますので、それに柔軟に対応できるように、子供たちにですね、身をもって身につけていただくように、指導といいますかね、訓練のほうをお願いしたいと思うんですよ。

テレビでも御覧になってると思いますけども、普通の道路を歩いて来たりですね、ドア開けた瞬間出てきたりとか、思わぬ状況でもって突発的にそういう事態に遭遇することがありますので、こういうふうなものを踏まえて、日頃からの訓練は非常に大事だと思いますので、この点何とかお願いしたいと思います。

また、この訓練に関してなんですけれども、実際に校内に熊が侵入してきて、例えば、校庭で子供たちが休憩時間に何かして遊んでいるとか、また、外で授業を行っているとか、こういう場面も想定されます。こうした場合、もし、そのときに負傷した場合、どうなんでしょうか。

そのためにも教職者においてはですね、緊急処置するための知識の習得等必要だと思いますし、また、実際に熊撃退スプレーがありますので、この点に関してもですね、職員室に常備する、ないしは、外で何かを行うときには、それを持っていってすぐに使えるようにしていく、こういう体制も必要かと思うんですけれども。どのように考えますかその点、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　熊が校内に侵入した場合、負傷者が発生した場合に備えた、体制構築の重要性に関する教育委員会の見解についてお答えいたします。

昨今の各地域における熊の出没状況を踏まえますと、各校への熊の進入、負傷者の発生は十分想定される事案であり、速やかに対応できる体制の構築は重要であると認識しております。

負傷者が発生した際の対応についてでございますけれども、各校では、不審者が侵入した際、児童生徒や教職員の安全を守るため、負傷時の対応を含む行動手順を定めた不審者対応マニュアルを作成しております。熊の進入時及び負傷時にも対応できるよう、このマニュアルを応用し、応急処置に必要な基礎的な知識や技能、手順等を整理するよう呼びかけてまいります。

また教育委員会では、熊の出没への対策といたしまして、令和７年度に各校へ、令和11年12月まで使用可能なクマ撃退スプレーを配付してございます。この熊撃退スプレーは、カプサイシンを含む液体を噴射するもので、熊と遭遇した際の対策として有効なものと考えております。

熊撃退スプレーを配置している場所につきましては、全ての学校が職員室や事務室などに常備しており、速やかに使用できる体制を整えているところでございます。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。
○８番（石田昭弘議員）　この、熊撃退スプレーについて少し伺いますけれども、実際その常備する準備する事務室、職員室等、このような形をとっているということでしたけれども、まず何本準備しているのか。そして実際にこれを使ったことがあるのか。実際使ってみないと、どれだけの範囲でそれが効果を及ぼすのか、これは分からないと思います。ですから、準備したものの使ってないのであれば、使うことができないのであれば、これは全く意味を成しませんので、実際に訓練としてスプレーを噴射してみる。どこまで届くのか、そしてまた風向きもありますし、こういう点も踏まえて、しっかりと行う必要があると思いますけどいかがでしょうか。
○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　撃退スプレーにつきましては各校２本、配備しております。ただ、これまで配付したスプレーを噴射したっていう話は、事例は聞いておりません。なので実際にどれぐらいその噴射の力があるかとかっていうようなことは、先生方は分からないと思います。
　ただ、農林課のほうに練習用の撃退スプレーがあるというお話でしたので、その辺のところをちょっと検証してみたいと思います。
○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。
○８番（石田昭弘議員）　農林課のそれは全校に行って訓練できるような本数があるのかどうか、そこら辺もまたお知らせください。
○議長（石田隆芳議員）　経済部長。
○経済部長（田中　純）　今現在、練習用のスプレーの本数は５本ありますので、それについては、各校１本ずつ渡すというよりは、こちらのほうでそれを活用して、先生方に示したいと思います。
○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。
○８番（石田昭弘議員）　繰り返しになりますけども、置いといて飾り物だったら意味がないので、実際に使ってみなきゃ分からないので。消火器でもそうです。実際に消火器を使って消火してみないと分からないと同じように、この熊撃退スプレーも使ってみないと、実際にどういう状況になるのか分かりませんので。特に距離ですね。それから、風向きも関係してきます。また周りに及ぼす影響も考えられます。ですからこの点も踏まえて、しっかりとこの訓練した上でもって配備する。これが必要かと思います。
　ですのでこの点、じゃあ、全教職員がそれを使えるのかって言ったら、なかなかここも難しいと思いますので、体制として誰がこれを使うのかも決めてですね。いざというときには、その方が優先して、いつもいて、そこで対応できるかどうか分かりませんけど、それに、そこを決めておいて、対応者を、この熊撃退スプレーを使うんだよということまで決めておく必要があると思いますんで、この点もしっかりとお願いしたいと思います。
　続きまして、（３）学校内及び周辺の環境整備について再質問いたします。
　令和８年度の有害鳥獣対策についてによると、令和７年度のツキノワグマ出没状況の合計は106件、このうち碇ヶ関地域が56件と、５割を超えています。その意味で、いつ人身被害が起きてもおかしくないような状況にあります。熊が身を隠す場所をなくし

て、学校に近づかないようにするために、碇ヶ関小中学校周辺の環境整備の強化が重要であると私は考えます。

皆様方のお手元に資料がいってると思いますけども、実際に碇ヶ関小中学校に行ってきました。これを見る限りはですね、非常に環境としては厳しいなという率直な感想を持ちました。

例えば、隣接する旧かんぽの宿、空き家で敷地がやぶや雑木林で荒れ果てています。また、三笠山観世音も境内地がやぶや雑木林で、これもまた荒れ果てています。やぶの刈払いや枝打ち、伐採など必要ですが、私有地であることから、このように対応するのは非常に厳しいのかなと思いますけども、この点に関しまして、教育委員会のほうではどのように考えてるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　学校周辺の環境整備対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年度の熊の出没状況から、草刈り等による環境整備は、予防的観点からも重要であると考えます。

しかしながら、私有地につきましては、土地の管理者に対し適正管理に努めるよう促してまいりますが、管理者が不明な土地の場合は、関係部署と連携し、対応を協議していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　そこで提案なんですけども、碇ヶ関小中学校の安全対策としまして、フェンス、これを設置してはどうかと考えております。フェンスは、本来は侵入者を防ぐものでありますけれども、熊の侵入防止に対しても有効であると、このように考えております。

具体的には、東側の傾斜地、バックネット横、これが未設置となっておりますので、ここにフェンスを設置して、しっかりと学校を取り囲む、このような体制をぜひ作っていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　フェンスの設置についてお答えいたします。

フェンスの設置は、熊の侵入対策の一つとされておりますが、熊の出没箇所が不規則であることから、慎重に検討する必要があると考えております。

今後は、学校や関係部署のほか、野生鳥獣対策の専門家の意見を伺うことも視野に入れ、どのような対策が有効かを調査した上で、フェンスの設置も含め対策を検討したいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　これもまた早めにお願いしたいと思います。時間をかけて、調査して云々じゃなくてですね、明日にも入ってくるかも分からないので、これも早急に、ぜひとも前向きに検討して、設置のほうに向けて進んでいただきたいと思います。

全学校回ってきて、ほかにもフェンスが全部整ってないところもありましたけれども、特にこの碇ヶ関小中学校に関してはですね、傾斜地からまっすぐ熊が下りてくるような状況でありますし、先ほども言ったとおり旧かんぽの宿がもう空き家になってて、非常

にここに、何の動物がいるか分からないようなそんな雰囲気もありましたので、ここは早急に必要かなというふうにして思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

そしてもう１つなんですけども、対策の２つ目としては熊よけの鈴があります。熊の活動は主に朝方、夕方活発になると言われております。熊は人間の出す音を嫌がると言われていることから、碇ヶ関小中学校の児童生徒に対して、登下校用の安全対策として、熊よけの鈴を貸与もしくは支給してはどうかと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　熊よけの鈴の貸与や支給について、教育委員会の見解についてお答えいたします。

熊よけの鈴を身につけることは、熊との遭遇を避けるために有効な手段の一つとされています。このため、児童生徒が安心して登下校できるよう、鈴の貸与や支給について今後検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

昨年の12月12日、フォーリン・プレスセンターで、兵庫県立大学自然・環境科学研究所の横山真弓教授は、日本でクマ被害が増えたのはなぜ？と題したブリーフィングを行い、日本の熊被害急増はエネルギー革命後の、戦後ですね、森林回復によって、生育密度が欧米の10倍以上に達したことが主因であると、このように述べています。

特に東日本では、まず個体数を減らす対策が不可欠だと指摘しております。青森県は、昨年11月策定した青森県第二種特定鳥獣管理計画（第１次ツキノワグマ）に基づき、６月２日に本年度の捕獲目標438頭を決め、本年度の推定個体数上限2,085頭とし、2031年度には約1,200頭を目指すとしております。

しかしながら、熊の出没が減るまでには、このような対策を講じたとしても、まだまだ年月がかかるのかなと思っておりますので、今できる対策をしっかりと行っていただきまして、児童生徒の安全をぜひとも守っていただくように努力していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、項目２のほうに入らせていただきます。

２　道路等における安全確保について質問します。まず、（１）道路交通法改正に伴う交通安全教室について。３月の広報ひらかわに、警察署ＮＥＷＳとして掲載告知された道路交通法の一部を改正する法律が４月１日から施行され、16歳以上の自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

令和７年９月の警察庁交通局の「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」によると、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にある中、警察では自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすため、自転車の交通違反の指導取り締まりを強化している。自転車の交通違反の検挙数は近年増加しており、青切符の導入は、これを簡易迅速に処理し、違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故の抑止を図ることを目的とした制度だとしています。

そこで、小学校及び中学校で毎年実施している交通安全教室について、実施内容等についてお知らせください。

（２）通学路の安全確保について、ア　平川市通学路交通安全プログラムについて。平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、市では、平成27年３月に平川市通学路交通安全プログラムを策定。プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図る取組をしています。

取組は主に、年に１回、学校、教育委員会、道路管理者、警察、ＰＴＡ及び地域の実情に応じて住民が参加し、合同点検を実施しています。点検結果から、対策必要箇所ごとに、ハード対策、ソフト対策など、具体的な実施メニューを検討し対策を講じるとしています。

そこで、平川市通学路交通安全プログラムの平川市内、通学路の対策箇所について質問します。

平川市内通学路の対策箇所一覧表には、危険箇所の位置や点検年度、対策内容が記載されています。一例を申し上げると、ある危険箇所のソフト対策として、学校から児童への安全教育（済）と記載されています。しかし、その年だけ安全教育を実施したとしても､危険箇所であること自体は変わらないことから､危険箇所の安全教育については、点検年度の単年度だけではなく、毎年継続して実施しているのか、これについて伺います。

次に、イ　通学路・歩道沿いの雑草についてです。令和７年度に点検した碇ヶ関小学校学区の危険箇所に、道路にススキ等、植物がはみ出し、登下校時に子供たちが見えにくく、また、道の端に寄れなくて危険とあり、対策内容に、草刈りの実施（Ｒ８年度以降予定）となっています。

そこで、該当箇所について、本年度予定どおり対策を実施するのか伺います。また、他地域においても、雑草等による危険箇所があるかと思われますが、市で把握している場所があればお知らせください。

（３）防犯灯について。令和７年度から、町会等が管理していた街灯を含め、防犯灯として市が一括管理しています。平川市内通学路の対策箇所一覧表の令和７年度に、小和森小学校学区から、平賀駅～キッズガーデンひまわり（ひらかわっこクラブ）方面の道路について、道路に街灯が少ない。「さとちょう」閉店後は店の明かりがなく、天候や季節によってはとても暗く、交通安全の面でも防犯の面でも危険な状況とあり、対策内容は、防犯灯の設置を検討（Ｒ８年度以降予定）となっています。そこで検討の結果をお知らせください。

また、確認ですが、防犯灯の不点灯、不具合を発見した場合は、市役所まで直接連絡することになりましたが､設置に関しては､個人からの要望は受け付けないとあります。では、新規設置を要望する場合はどうするのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　石田昭弘議員の御質問のうち、私からは防犯灯の設置についてお答えいたします。

令和７年度に実施した通学路合同点検の際の小和森小学校区内の防犯灯が少ない危険

箇所については、現地を確認し、必要と判断したため、令和８年度予算で対応することとしております。

防犯灯は、不特定の市民の方が通行する道路を照らし、夜間における歩行者の安全を確保することが目的となっております。

設置に関しては、歩行者の通行量、人や農作物等に悪影響を及ぼさないように考慮した設置場所についての協議が必要となるため、平川市防犯灯マニュアルに基づき、個人としてではなく、町会等の防犯灯管理団体として要望していただくこととしております。

その他の御質問については、教育長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　私からは、初めに安全教室の実施内容についてお答えします。

今年度に実施した内容としましては、まず小学校についてですが、３年生から６年生までを対象に、自転車の安全な乗り方に関する指導を実施しております。

次に中学校についてですが、全学年を対象に自転車の安全な乗り方のほかに交通ルール、ヘルメット着用の重要性に関する指導を実施しております。なお、講師につきましては、小学校、中学校共に、学校職員による指導のほか、警察官や自動車学校職員を招き実施しています。

次に、危険箇所の安全教育についてお答えします。

市では、平川市通学路交通安全プログラムに基づき学校や教育委員会、交通安全関係者、道路管理者、警察などの関係機関と連携し、通学路の安全確保を図っております。

平川市内通学路の対策箇所一覧表に記載されている、安全教育を実施済みの箇所については、単年度のみの取組ではなく、各学校において、通学路の状況に応じ、継続して安全教育を実施しております。

今後も、合同点検により把握した危険箇所について、各学校と共有するとともに関係機関と連携し、通学路の安全確保と交通安全教育の充実に努めてまいります。

最後に、通学路沿いの草刈りの実施についてお答えします。

碇ヶ関小学校区の危険箇所につきましては、令和７年度の合同点検において確認しており、点検後、ススキ等の生えている箇所が個人所有の土地であることが判明したため、この所有者に働きかけたところ、草刈りが実施され、見通しの確保が図られました。今後につきましても再点検し、必要に応じて草刈りを行うよう働きかけてまいります。

また、他地域の危険箇所につきましては、現時点で把握しているものはございませんが、引き続き、合同点検や学校からの報告、地域からの情報提供により状況把握に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　それでは再質問をさせていただきます。まず（１）道路交通法改正に伴う交通安全教室について再質問いたします。

先ほどの答弁では、やっぱり小学校と中学校、内容が違うわけですよね。ですので、この点は当然だと思いますけども、さらにこれを深めていく必要があると思いますので、少し質問させていただきます。

自転車ルールブックには、16歳以上の者による自転車の交通違反について青切符が導入されることに伴い、警察では、自転車の交通ルールを理解し、自転車を安全・安心に

利用していただくため、幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者といった各ライフステージごとに、官民が連携して交通安全教室を充実することとしています、と記載されています。

このとおりだったと思うんですけども、答弁としてはですね。この青切符に関しては16歳以上の運転者が対象となることは、皆さんこれは御承知のことと思います。

そのほかに16歳未満の者による違反については、原則、指導警告が行われますが、14歳以上のものが16種の交通違反で３年以内に２回以上、反復して検挙され、または交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、自転車運転者講習の受講が命じられます。

また、自転車は車道通行が原則ですが、13歳未満の方もしくは70歳以上の方、または一定の身体障害を有する方が運転するときには、歩道を通行することができる。このことが、自転車ルールブックに記載されています。ですからこういうことをまた理解していただく必要があると思います。

そこで、今年度の交通安全教室行ったと思うんですけども、この点も踏まえた内容となっていたのか。つまりは、青切符導入後について含めた交通安全教室だったのか、これを確認したいと思います。

特に16歳を前にした中学生に対しては、青切符制度の導入が自転車の交通事故の抑止を目的としたものであることを理解してもらうとともに、交通ルールを理解し、交通ルールを守り、自転車を安全・安心して利用してもらうため、交通安全教室、これの充実が必要だと思います。

特に中学生でも、中学校３年生、２年生、この辺は、特にこの点、詳しく教室でルールを教えていく必要があると思いますので、この点に関して、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　今年度の交通安全教室における青切符制度の内容の反映についてお答えいたします。

一般質問初日の小野　誠議員の答弁の繰り返しになりますけれども、道路交通法の改正に伴いまして、４校全ての中学校で、自転車の交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車は車両であるという認識の定着と交通ルールの遵守意識の向上に重点を置いた指導を行っているところでございます。

具体的には、警察官を講師として招き、青切符制度の対象となる交通違反等について指導をしたほか、警察作成の動画視聴による制度学習や、学校職員が作成したクイズ形式による学習などを実施しております。

今後におきましても、交通安全教室の内容を一層充実させるとともに、学校・警察・関係機関が連携しながら、発達段階に応じた継続的な交通安全教育を推進し、自転車事故の防止と安全意識の向上に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　理解いたしました。ぜひともしっかりとですね、この交通安全教室行っていただきたいと思います。

実際、自転車事故はどういう状況かと申し上げますと、御存じだと思いますけども、

関連事故は、年間７万件前後起きております。自転車と自動車の事故は年間５万件発生してます。そして、自転車乗車中の死亡、重傷事故のうち、約４分の３に自転車側に法令違反があるとされています。

自転車、乗車中の死傷事故年齢別に見ると、15歳～19歳、主に高校生、中学生が最も多く、高校生、中学生の死亡重傷事故は、午前７時、８時と午後４時、５時付近の時間帯に多く発生しておりますので、この点も含めて、しっかりと今後とも継続して、年１回とは言わず、２回等交通安全教室行っていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして再質問としまして、（２）通学路の安全確保について、ア　平川市通学路交通安全プログラムについて質問いたします。

ソフト面による対応策として、学校から児童への安全教育を実施していますが、ハード面からの対策についても検討する必要があるのではないかと考えております。具体的にまた、こちらのほうを御覧いただければと思いますけども。金田小学校学区から県道尾上日沼線、旧大十食堂前交差点の横断歩道で待つ場所がほとんどない。県道尾上停車場線、三上整骨院前交差点の横断歩道で待つ場所がほとんどないと、同じ地区の交差点について書かれております。

特に県道尾上日沼線、旧大十食堂前交差点は狭く、歩行者の安全確保に課題があるだけではなく、側溝の一部分が高くせり出しているため、車のタイヤが接触してパンクしたという話を聞いています。

このように危険な状態であることから、側溝部分をフラットにするとともに、交差点を拡幅するなど、車両と歩行者双方の安全確保に向けた対策が重要だと考えます。

県道でありますけども、市の対応についてお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　危険箇所に対するハード面の対策についてお答えします。

議員御指摘の危険個所については、平川市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検を実施し把握しておりますので、県道の道路管理者である中南県土整備事務所へ要望しております。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　ここは特に冬場、ものすごく雪がですね、また積もってさらに狭くなりますので、その点、県のほうにも伝えていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

さらに再質問として、イ　通学路・歩道沿いの雑草について再質問いたします。

一例として、猿賀小学校学区、岩館猿賀線の長田中佐渡交差点から県道尾上日沼線交差点までの歩道において、官地の草が毎年歩道にせり出しています。

時期によっては、子供の身長より草丈が伸び、草に虫がついているなどもしております。また近年熊の出没があることから、見通しをよくし、熊が隠れる場所をなくする対策としても、通学路歩道沿いの雑草ややぶの点検、草刈りによる環境整備が重要だと考えます。この点に関しましても、どういうふうにして考えていますか、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　建設部長。

○建設部長（中江貴之）　議員御質問の通学路・歩道沿いの草刈りについてお答えします。

歩道の草刈りにつきましては、児童の安全な通学を確保するためにも、適切な維持管理が必要であると認識しております。

市内の各路線の草刈りにつきましては、町会やＰＴＡの方々、沿道の地域の皆様の御協力による共助で行われており、大変感謝しているところでございます。当該路線についても、過去においては地域の方による草刈りが行われていた箇所ではありました。現在は、対応が困難となったようで、このような路線については、年１回、シルバー人材センターへ委託をし、草刈りを実施しているところでございます。

また、近年は気温が高い日が続くことが多く、２回目の草刈りが必要となる場合もございます。その際には、応急的に市職員による直営作業での草刈りを実施しているところでございます。

今後も、地域との連携を重視しながら、状況に応じた業務委託の拡充も視野に入れ、通学路の安全確保に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　今、建設部長がおっしゃったように、年１回ではやっぱり少ないんですよね。今の時期と、それから夏休みが終わったころ、草丈が非常に伸びてますので、２回どうしても必要な状況に今なっていますので、この点も踏まえて対策等をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、（３）防犯灯について再質問いたします。

まず県道弘前平賀線、イオンタウン出入口から食ラボひらかわ交差点までの左側の歩道についてです。

歩道形式は、交通バリアフリー法が施行されてから、歩行者の安全性と車両の通行性のバランスを考慮し、現在はセミフラット形式が標準的に採用されています。しかし、この歩道はマウントアップ形式のため、車両乗り入れ等の影響で歩道に勾配、段差が生じる波打ち歩道となっています。そのため、車椅子使用者や高齢者が歩きづらい歩道となっています。夜間ともなると、防犯灯が設置されていないため、足元が暗く危険な状態です。平川ねぷたまつりの開催のときは、人の往来も多くなっています。

また、タカシン文化センター東側入口及び、図書館側の駐車場付近の歩道も暗く、防犯上非常に問題があると思われます。

そこで、この区間、防犯灯の新設を提案しますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　イオンタウン出入口から食ラボひらかわまでの左側歩道についてですが、議員御指摘のとおり、右側には防犯灯が設置され、左側には設置されておりません。

この路線は一定の交通量があり、夜間の車のヘッドライトや、左側はイオンタウンの照明により、明るさが確保されていることが要因と思われます。

また、タカシン文化センター図書館側駐車場付近についても、防犯灯が少ないのは、文化センターの照明で明るさが確保されているためと思われます。

議員の御提案につきましては、町会のほうにも確認し、要望があれば設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　今の答弁に対して、少し言いかねるんですけども、まずイオンタウンのほうの歩道なんですけども、車のライト及びイオンの照明ということをおっしゃっておりましたけども、足元は全然照らせてない状況なんですよ。

ですからさっき言ったように、波打ち歩道なので、全くもって足元が危ないんですね。ですから私もねぷた時期そこを通りますけども、懐中電灯を持っていかないと、ちょっと厳しい状況なんですよね。ですからこの点もぜひ考慮していただきまして、しっかりと足元照らすような照明、これが必要だと思います。

また、タカシン文化センターに関してもですね、何かあったときには照明がつきます。しかし、何もないときには、照明がないんですよね。街灯、防犯灯だけになります。特に出入口は暗いです。駐車場もありますけども、あそこの図書館の前のところもありますけど、あそこも真っ暗な状態です。

ですから、何もないとき、何もないと言ってもですね、大きな、例えば催し物あるときに外の電気がつくと思いますけども、ふだんはついてないのであそこは暗い状況です。ですので、防犯の関係からも、あそこはしっかりとつけていただく必要があるとは思います。特に道路の歩道をこう分ける縁石がありますけども、あそこも分からないような状況になってますので、どうかしっかりとその防犯灯をつけていただくよう、ここもですね、前向きに検討していただければと思います。

また、先ほど市長がですね、町会管理っていうふうにしておっしゃっておりましたけども、今あれなんじゃないですかね、市のほうでそこを一括管理してるんではないですかね。

また、この町会を通してって言いましたけども、町会がないところもあります。ここはどうするのかということもありますので、この点も踏まえて、しっかりともう一度この点は見直しをする必要があるのではないかと思いますけども。また、町会に入ってない方もいらっしゃいます。そういう方の要望等もあると思いますんで、この辺も含めて、広い意見をどっかでそこを受け止めるような場所がないとこれはいけないなと思います。

ですから、市のホームページありますけども、防犯灯について、個人からの設置要望受けておりませんってあります。これはやっぱりちょっと問題あるのではないかと思います。受けた上で町会にバックして、調整してつけるとか、こういうことも必要かと思いますので、この点も、じゃあどうしたらいいのかっていうことを分からない市民の方もいらっしゃると思いますんで、もう少し丁寧に対応していただくようにお願いしたいと思います。この点いかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　まず、町会がないところに関しましては防犯灯を管理する団体さんを作っていただき、市のほうで所有はしていますけれども、市のほうで全部、例えば不具合が生じるとかそういうのは町会もしくは団体さんのほうからこちらに連絡きて、それを受けて、こちらでまず修繕を行っている状況ですので、そういう団体は各地域に町会がなくてもございます。

個人からお受けしてないのは、その町会の中で、まず、そこに防犯灯を設置して問題ないかというのを、必ず町会の中でお話しいただいた上で、要望をしていただくことを前提としたマニュアルを作っておりましたので、もしも、例えば個人からこちらに上がったとしても、一旦町会へはお話ししてお返しして、町会の中で本当に必要であるかっていうのを、きちっと踏まえた上で、設置するかどうか判断をいたします。

○議長（石田隆芳議員）　石田昭弘議員。

○８番（石田昭弘議員）　ぜひその方向でお願いしたいと思います。

また先ほど町会通してそういうふうな不具合、それから不点灯と言ってましたけど、ここには個人から、いいですよってなってますので、この辺もちょっとですね、もう一度市のほうとしましてはですね、整合性を持っていただきたいと思います。

時間もあれですので、まとめとしますけども、４月１日、道路交通法改正によっては、自転車だけではなくて、自動車が自転車を追い抜く際にも、少なくとも１メートルの間隔を確保する義務が施行されました。

間隔を確保できない狭い道路では、速度を時速20キロから30キロ程度まで落とすことが求められ、違反した場合は反則金と違反点数が科されます。

交通事故を減らすためには、インフラ整備、教育、法規制の三位一体が鍵となりますが、法規制が先行し、自転車と自動車を物理的に分離するインフラ整備が追いついていないのが現状です。

こうしたことから、国、県、地方自治体は、インフラ整備を急ぐとともに、学校においては、交通安全教育を充実させ、交通事故を起こさないように、また、交通事故に遭わないように、対策対応をぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員）　８番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、明日９日から11日は議案熟考のため、12日は常任委員会開催のため、15日から18日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、19日、午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後３時06分　散会

1　りんごの鳥害の実態把握と対策について

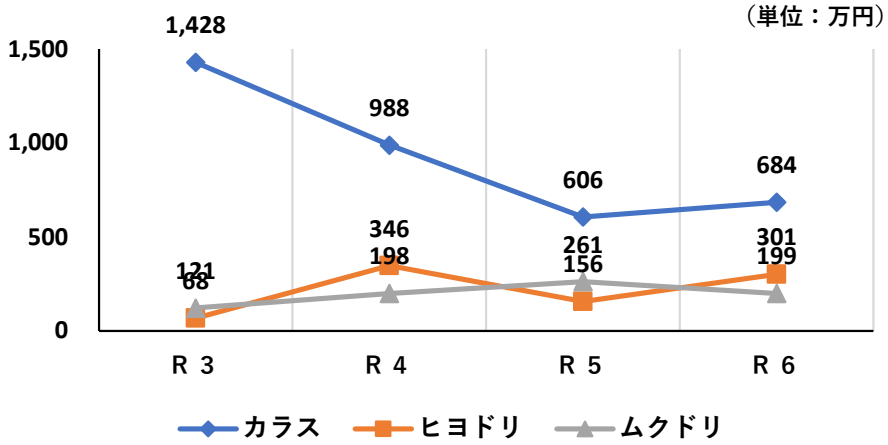
資料１

令和８年６月定例会一般質問資料　葛西勇人作成

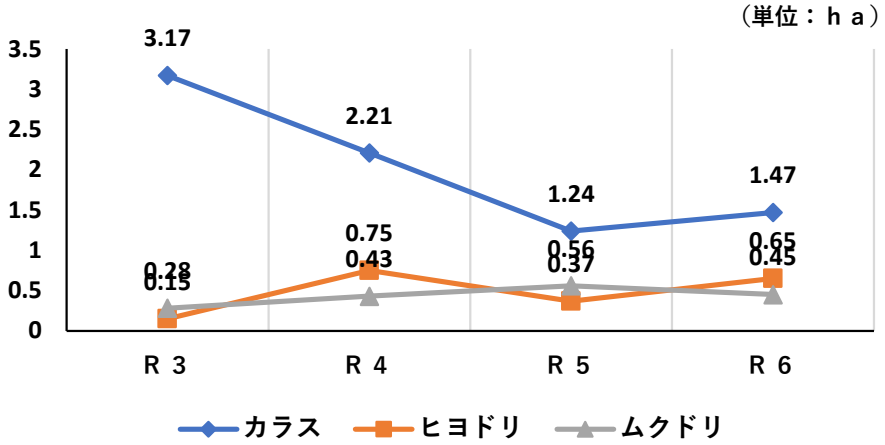
（１）鳥害対象：カラス、ヒヨドリ、ムクドリによる農作物被害の推移（りんご以外も含む）

被害額・被害面積の推移を見ると、**鳥害は継続的かつ広域的に発生**している。カラスは一時的に減少しても再び増加している傾向にある。

青森県：鳥による農作物被害額推移



青森県：鳥による農作物被害面積



※調査は、国の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に基づき、自家消費用の作物を除く農産物を対象にしている。

■参照　青森県HP「青森県における野生鳥獣による農作物の被害状況について」(2026年1月14日　農林水産政策課)

（２）りんごの主な鳥害対策

従来の農家個人任せの追払い中心対策には限界があり、実態分析・広域連携・地域共同防除を含めた**総合対策が必要**ではないか。

■個人調べ

対　策	目　的	主な方法	メリット	問題点	備　考
①追払う	鳥を園地へ近づけない	・爆音器（大きな音で威嚇）　・反射テープ（光で威嚇） ・ロケット花火（飛来時追払い）　・CD・テグス（視覚的威嚇） ・カラス模型（天敵・死骸模倣）　・ドローン（上空から追払い）	・すぐできる ・比較的安価	・慣れる ＊特にカラスは非常に賢い	現在の主流対策だが、決定打ではない
②入れない	物理的に防ぐ	・防鳥ネット（園地全体を覆う）　・防鳥糸（飛来防止） ・テグス（羽への接触防止）	・最も効果が高い	・高コスト ・設置が大変 ＊高齢農家には負担	高齢化が進んでいるため、設置できない問題が大きい。
③増やさない	鳥を集めない	・放任園対策（餌場化防止）　・落果除去（食物を残さない） ・収穫残し防止（鳥を呼ばない）　・ねぐら対策（集団化防止）	・根本対策に近い	・時間がかかる ・放任園問題 ＊後継者不足	放任園増加により、鳥の餌場化し、周辺園地へ被害拡大
④分析する	科学的に把握	・鳥種分析（何の鳥か）　・時期分析（いつ来るか） ・地域分析（どこで多いか）　・行動分析（群れ・移動） ・カメラ分析（飛来確認）　・ドローン調査（上空分析）	・効果的・計画的な防除対策実現	・時間がかかる	これが今後最重要。

1　りんごの鳥害の実態把握と対策について

資料２

令和８年６月定例会一般質問資料　葛西勇人作成

（３）平川市、弘前市の鳥害の現状と今後の取組方針の概要　（■参照　平川市・弘前市の「鳥獣被害防止計画」）

・弘前市は、カラス被害額や被害面積を把握し、弘前大学と連携した科学的な実態分析へ進もうとしている。
・一方、平川市は捕獲や追払い等の現場対応が中心であり、鳥害の詳細な実態把握や分析体制は今後の課題となっている。

項目 ＼ 自治体		平川市（作成年度：令和５年度）	弘前市（作成年度：令和７年度）
被害の現状	カラス	（Ｒ４‘）－	（Ｒ６‘）被害額：３，２２６千円　被害面積：０．７１ｈａ
	ヒヨドリ	（Ｒ４‘）－	（Ｒ６‘）被害額：１．４００千円　被害面積：０．３２ｈａ
	ムクドリ	（Ｒ４‘）－	（Ｒ６‘）被害額：１．４００千円　被害面積：０．３２ｈａ
被害の傾向	カラス	リンゴに掛けた袋の剥ぎ取り被害、リンゴの食害が発生。	６月頃からリンゴに掛けた袋の剥ぎ取り被害、８月以降リンゴの食害が発生。
	ヒヨ／ムク	リンゴ）の食害が発生。	リンゴへの被害は報告されており、今後、被害の拡大が懸念。
被害の軽減目標値	カラス	（Ｒ８‘）ー	（Ｒ１０‘）被害額：２、９０３千円　被害面積：０．６３ｈａ
	ヒヨドリ	（Ｒ８‘）ー	（Ｒ１０‘）被害額：１，２６０千円　被害面積：０．２９ｈａ
	ムクドリ	（Ｒ８‘）ー	（Ｒ１０‘）被害額：１，２６０千円　被害面積：０．２９ｈａ
現在の被害防止対策	捕獲等	・平川市鳥獣被害対策実施隊による対象鳥獣の捕獲活動	・ハンターの育成・確保　・捕獲機材の導入・管理 ・鳥獣捕獲活動団体の活動推進　・銃器やわなによる捕獲、巡視活動の実施
	防護柵等	・被害地域が広範囲であることから未実施	・ロケット花火等による追払い
	生態環境管理他	・農地パトロール及び市民からの通報等により随時発見した放任園について、放任果樹の伐採や適正な管理を行うよう指導	・遊休農地対策の実施　・収穫残渣や放任果樹の適正管理に関する住民への啓発 ・市民を対象とした有害鳥獣の習性や被害防除対策に係る講習会の開催 ・広報紙や市ＨＰをはじめとした各種媒体を活用した鳥獣被害防除対策の周知
今後の取組方針	捕獲等	・平川市鳥獣被害対策実施隊により、対象鳥獣の追払いや捕獲を実施 ・関係機関と連携し、被害情報の把握に努め、より効果的な捕獲等を検討・実施 ・被害防止に係る機材を整備 ・研修会への積極的な参加、及び情報収集や・知識向上 ・農業者及び地域住民の意識啓発 ・赤外線カメラ搭載のドローンで対象鳥獣の生息域等調査 ・ＩＣＴセンサーカメラ設置し、生息状況や被害状況収集 ・新たに実施隊へ加入する者に対し、狩猟免許や銃砲所持許可の取得に必要な費用を助成し、担い手の育成・確保	・ハンターの育成・確保　・地域ぐるみによる捕獲体制の確立 ・捕獲機材の導入管理　・研究機関等と連携した農作物被害の調査研究（鳥類）
	防護柵等		・侵入防止電気柵の設置・管理　・追払い活動
	生態環境管理他		・生息環境管理に関する取組 ・鳥獣の習性、被害防止技術に関する知識の普及に関する取組
	その他		・市民にハンター活動に関心を持ってもらうことを狙いとしたイベント等の開催 ・実施隊として有害鳥獣捕獲への協力等を条件とした新規狩猟免許等取得費の助成 ・射撃技術の維持・向上のため、初心者／中級者ハンター向けの射撃講習会の実施 ・様々な媒体を活用した効果的・計画的な防除対策の周知
	捕獲計画	カラス；年３０羽　／　ヒヨドリ、ムクドリ：必要最小数	カラス：年１，７１２羽　／　ヒヨドリ、ムクドリ：必要最小数
	捕獲等の取組内容	カラス：銃器（ライフル銃除く）による捕獲 ヒヨドリ、ムクドリ：銃器（ライフル銃除く）による捕獲	カラス：銃器（ライフル銃除く）と、わなによる捕獲 ヒヨドリ、ムクドリ：追払い活動及び銃器（ライフル銃除く）による捕獲

1　りんごの鳥害の実態把握と対策について

資料３

令和８年６月定例会一般質問資料　葛西勇人作成

（４）鳥害対象：カラス、ヒヨドリ、ムクドリの特徴

・カラスは知能が高く、袋剥ぎや果実食害など被害が大きい一方、対策に慣れやすい特徴がある。
・ヒヨドリ・ムクドリは群れで行動し、小さな傷を広範囲につけるため、商品価値低下につながりやすい特徴がある。

■個人調べ

鳥　種		特　徴	群　れ		主な活動時　期	被害特徴
			規　模	特　徴		
カラス		・非常に賢く学習能力高い ・毎年同じ園地へ来る ・群れ行動	・数羽～数十羽 ・秋～冬は１００羽以上になることも	【知能型・拠点型】 ・危険を学習する ・朝夕活動が多い ・仲間同士で情報共有	５月 ～ １１月	・袋剥ぎ ・果実を大きく傷つける ・目立つ
ヒヨドリ		・小型 ・甘い果実を好む ・群れ行動	・数十羽 ・多いと数百羽	【移動型・季節集中型】 ・秋に集中 ・食べながら移動 ・高糖度果実を好む	９月 ～ １２月	・表面をつつく ・小さい傷 ・商品価値低下
ムクドリ		・数が多い（大群化） ・一斉飛来 ・被害範囲広い	・数百羽 ・時に数千羽	【大群型・一斉行動型】 ・一斉飛来 ・短時間集中 ・集団で移動	８月 ～ １１月	・広範囲食害 ・小規模被害の積み重ね

（５）りんご生育と鳥被害との関係

・りんごは糖度が高まり色づく収穫期に近づくほど鳥を引き寄せやすくなり、袋掛け期から収穫期にかけて被害が増加する傾向がある。

項目　＼　月		4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２
リンゴの生育			袋掛け		肥大期		着色・収穫期		晩生種	
主な鳥被害			カラス袋剥ぎ		カラス食害開始		ヒヨドリ・ムクドリ増加		群れの被害	
活動時期	カラス		←						→	
	ヒヨドリ						←			→
	ムクドリ					←			→	

■個人調べ



２　物価･資材高騰による市民生活と地域経済対策について

資料４

令和８年６月定例会一般質問資料　葛西勇人作成

（１）地域経済縮小リスクと対策について

２０２２年～　　２０２６年～



ウクライナ情勢による円安・物価高騰

イラン・中東情勢の悪化による
供給不安・物価高騰

【現　象】

◎ コストプッシュインフレ（＝悪いインフレ：物価＞賃金）

➢ 原材料費や人件費など生産コスト上昇 → 供給側から物価が押し上げられる現象

◎ ナフサショック

➢ 原油の調達不安 → プラスチックなどの石油化学製品の原料「ナフサ」が不足し価格高騰している現象

➢ 実質所得の低下

➢ 日用品・食品・資材への影響＋建設・農業・物流・製造業他へのダメージ

物価高騰 → 消費／生産減少 → 売上減少 → 閉店・雇用悪化 → 生産／消費減少

地域経済縮小

【対　策】

① 財政出動 ➡ 補助金、政策投資拡大によるコストの縮減

② 資源・エネルギーの確保、代替素材への切り替え

２　物価・資材高騰による市民生活と地域経済対策について

資料５

令和８年６月定例会一般質問資料　葛西勇人作成

（２）ナフサショックによる影響について

■個人調べ

影響受ける業界など	問題点	起きること	備　考
①建設業・塗装業	●ナフサ由来の接着剤・ボンド不足 接着剤、シーリング材、防水材など石油化学製品不足	・工事が進まない　・修繕遅延 ・納期延期　・価格急騰	（例）外壁塗装 コーキング材不足、塗料高騰、防水材不足　など
②公共工事	●入札不調 業者が、原価予測できない、材料確保できないなどの理由で入札不調の可能性あり	・応札ゼロ　・工期延長 ・再入札　・予算超過	・公共施設修繕延期 ・道路工事遅延 ・公共施設改修停止　など
③農　業	●肥料などの価格高騰 肥料原料は、天然ガス・石油化学に強く依存している	・米農家 肥料代高騰→利益減少など ・リンゴ農家 農薬、包装資材、コンテナ、ビニールなど価格高騰	・生産縮小 ↓ ・利益悪化 ↓ ・離農リスク増
④ビニールハウス農業	●ガソリンやナフサ由来製品不足 ビニール、ポリフィルム、配管など	・張替え費高騰　・修繕不能 ・暖房費急増	・施設園芸が厳しくなる
⑤物流業	●ガソリンや軽油不足 物流費増加	・配送費値上げ　・地方配送縮小 ・宅配値上げ	※都市より地方の方が深刻。 理由：車依存が大きい。
⑥飲食業	●ガソリンやナフサ由来製品不足	・食材、ガス、電気、容器、配送費など同時多発的にコスト増	（例）居酒屋 客減少、原価上昇、光熱費増により利益悪化
⑦スーパー・小売業	●ナフサ由来製品不足	・食品トレー、包装材、レジ袋など包装コスト急増（※１）	※１ 価格転嫁可能？！
⑧市民生活	●ガソリンやナフサ由来製品不足	・食料品価格の高騰 ・ガソリン、灯油代高騰（※２） ・日用品であるティッシュ、洗剤容器、プラスチック製品など価格高騰	※２ 地方は車社会なので、ガソリンは必需品である。 また、冬期間暖房も必要なので、灯油も必需品である。
⑨公共機関	●ガソリンやナフサ由来製品不足	・インフラ維持費増大（※３） ・電気代、ガス代、修繕費など増加により公共施設維持費増加 ・財政圧迫の結果、他政策予算も圧迫	※３　（例）水道管修繕 下水道、道路補修などの材料費高騰
⑩その他 （平川ねぷたまつり）	●ガソリンやナフサ由来製品不足 木工用接着剤、紙、電球、配線など	・木工用接着剤、紙、電球（ＬＥＤ）、配線などの資材不足と価格高騰	・企業の経営難による支援減小 ・燃料費高騰で運行費用増加

２　物価･資材高騰による市民生活と地域経済対策について

資料６

令和８年６月定例会一般質問資料　葛西勇人作成

（３）対策案

【目　的】・地域内消費を活性化することで、倒産・閉店を増やさず、地域経済循環を維持する。
・支援の谷間にある層などにテコ入れするとともに、高齢者・低所得層の生活を守る。
・地域文化、地域コミュニティを維持する。

【対策案】
① 地域限定商品券配布　・・　➢ 市民一律配布（・平川市内店舗に利用限定　・使用期限付き）
② 農業資材支援の拡充　・・　➢ 肥料購入補助　➢ビニール資材支援　➢燃油支援
③ 燃料･光熱費支援　・・　➢ 灯油購入補助（対象：高齢者／低所得者）
➢ 燃油支援（対象：タクシー、代行業者、介護事業者など）
④ ねぷた団体支援　・・　➢ 運行奨励金のＵＰ
⑤ 地域実態調査　・・　➢ 市民へ生活実態アンケート　➢事業者へ経営実態ヒアリング

（４）対策案実施の想定原資

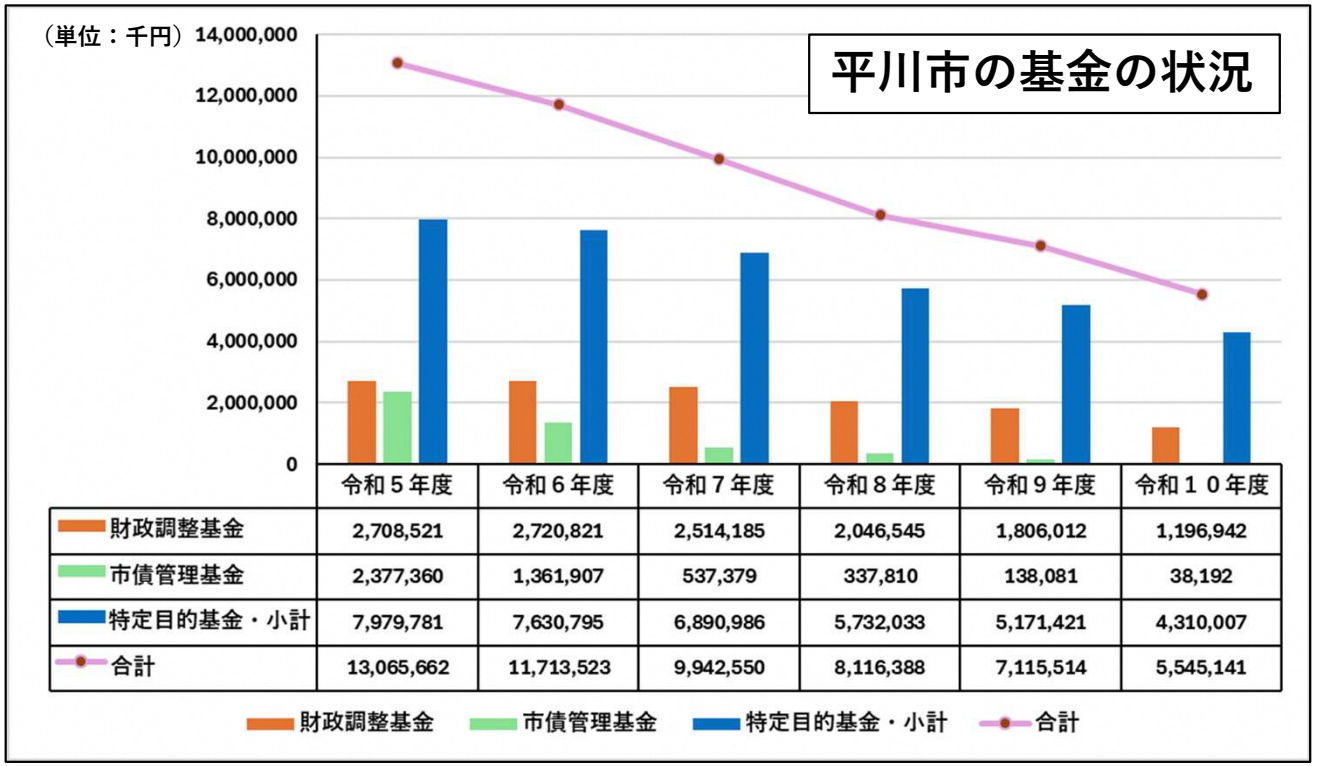
案１：国、県の補助金を活用

案２：令和８年度不用額の一部を活用

案３：財政調整基金の一部を活用

※平川市の基金の状況は右図を参照

・令和５～６年度は、決算書記載の実績値
・令和７～１０年度は、「平川市財政運営計画書（令和６年１１月策定）」記載の予定値



	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
財政調整基金	2,708,521	2,720,821	2,514,185	2,046,545	1,806,012	1,196,942
市債管理基金	2,377,360	1,361,907	537,379	337,810	138,081	38,192
特定目的基金・小計	7,979,781	7,630,795	6,890,986	5,732,033	5,171,421	4,310,007
合計	13,065,662	11,713,523	9,942,550	8,116,388	7,115,514	5,545,141

令和８年 第２回定例会　一般質問参考資料

１．国が発出しているクマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について

(3)学校内及び周辺の環境整備について

■碇ヶ関小中学校周辺　2026.5.14（木）撮影

東側右奥、旧かんぽの宿敷地へ通じる道





東側傾斜地



東側左、隣接する三笠山観世音境内地



２．道路等における安全確保について

(2)通学路の安全確保について

■旧大十食堂前交差点　2026.5.20（木）撮影







■三上整骨院前交差点　2026.5.20（木）撮影





■つがるロマン街道歩道　2025.6.30（月）撮影



